

ベトナム法令

2024 年人民裁判所組織法（番号 34/2024/QH15）

目次

第一章 総則 7

第 1 条 調整範囲 7

第 2 条 人民裁判所の役割，職務 7

第 3 条 人民裁判所の任務，権限 7

第 4 条 人民裁判所の組織及び設立，解散の権限 8

第 5 条 人民裁判所の組織及び活動の原則 9

第 6 条 審理権限に従った独立 9

第 7 条 法令及び裁判所の前の平等権の保障 9

第 8 条 遅滞のない，公平な，公開の，無私の，客観的な司法権の行使 9

第 9 条 第一審，控訴審の審理が保障される制度 10

第 10 条 参審員が参加する第一審の審理制度の実施 10

第 11 条 裁判官，参審員による独立した法令のみを順守する審理 10

第 12 条 人民裁判所による集団審理，多数に従った決定 11

第 13 条 審理における争訟の保障 11

第 14 条 被疑者・被告人の弁護権，被害者・当事者の合法的権利及び利益の擁護権の保障 11

第 15 条 刑事事件，行政事件，民事事件及び裁判所の権限に属するその他の事件の審理，解決における資料，証拠の収集 11

第 16 条 裁判所で使用する言語，文字 12

第 17 条 裁判所の判決，決定の効力の保障 12

第 18 条 裁判所の活動の効力，効果の保障 12

第 19 条 裁判所と機関，組織との協働責任 13

第 20 条 組織に関する人民裁判所の管理 13

第 21 条 人民，国会，人民評議会，ベトナム祖国戦線及びその構成員である組織による裁判所の監察 14

第 22 条 人民裁判所の伝統の日，象徴 14

第二章 各裁判所の任務，権限 14

第 1 節 審理の権限に従った裁判所の任務，権限 14

第 23 条 第一審裁判所の任務，権限 14

第 24 条 控訴審裁判所の任務，権限 15

第 25 条 監督審，再審手続に従って，法的効力を既に有している判決，決定を再検討する裁判所の任務，権限 16

第2節 人民裁判所の任務, 権限.....	16
第26条 事件, 事案の審理, 解決	16
第27条 行政違反の解決, 審理	17
第28条 人権, 機関・組織・個人の権利及び義務に関連する問題の決定	17
第29条 事件, 事案の審理, 解決における法規範文書の合憲性, 合法性 に関する発見, 建議	17
第30条 審理実践の総合評価, 審理における法令の統一的適用の保障...	17
第31条 事件, 事案の審理, 解決における法令の解釈適用	18
第32条 判例の選定, 公布及び適用	18
第33条 判決執行における裁判所の任務, 権限	18
第34条 不服申し立て, 告発の解決	18
第35条 法令の制定	19
第36条 科学研究	19
第37条 養成, 育成	19
第38条 国際協力	19
第三章 国家裁判官選抜・監察評議会	20
第39条 国家裁判官選抜・監察評議会の職務, 任務, 権限	20
第40条 国家裁判官選抜・監察評議会の構成	20
第41条 国家裁判官選抜・監察評議会の活動原則	21
第42条 国家裁判官選抜・監察評議会委員長の任務, 権限	21
第43条 国家裁判官選抜・監察評議会副委員長の任務, 権限	21
第44条 国家裁判官選抜・監察評議会委員の任務, 権限	22
第45条 国家裁判官選抜・監察評議会の活動経費	22
第四章 組織機構.....	22
第1節 最高人民裁判所	22
第46条 最高人民裁判所の任務, 権限.....	22
第47条 最高人民裁判所の組織機構	23
第48条 最高人民裁判所裁判官評議会.....	23
第49条 最高人民裁判所裁判官評議会の審理の組織	24
第2節 高級人民裁判所	24
第50条 高級人民裁判所の任務, 権限.....	24
第51条 高級人民裁判所の組織機構	25
第52条 高級人民裁判所裁判官委員会.....	25
第53条 高級人民裁判所裁判官委員会の審理の組織	26
第54条 高級人民裁判所専門法廷の任務, 権限	26

第3節 省・中央直轄市人民裁判所	26
第55条 省・中央直轄市人民裁判所の任務, 権限	26
第56条 省・中央直轄市人民裁判所の組織機構	27
第57条 省・中央直轄市人民裁判所裁判官委員会	27
第58条 省・中央直轄市人民裁判所専門法廷の任務, 権限	28
第4節 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所	28
第59条 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の任務, 権限	28
第60条 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の組織機構	28
第61条 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の専門法廷の任務, 権限	29
第5節 専門第一審人民裁判所	29
第62条 専門第一審人民裁判所の任務, 権限	29
第63条 専門第一審人民裁判所の組織機構	30
第6節 軍事裁判所	30
第64条 軍事裁判所の任務, 権限	30
第65条 中央軍事裁判所の任務, 権限, 組織機構	30
第66条 中央軍事裁判所裁判官委員会	31
第67条 中央軍事裁判所裁判官委員会の審理の組織	31
第68条 中央軍事裁判所控訴審法廷の任務, 権限	31
第69条 軍区等軍事裁判所の任務, 権限	32
第70条 軍区等軍事裁判所の組織機構	32
第71条 軍区等軍事裁判所裁判官委員会	32
第72条 区域軍事裁判所の任務, 権限, 組織機構	33
第五章 人民裁判所における幹部, 公務員, 職員及び労働者	33
第1節 総則	33
第73条 裁判所における幹部, 公務員, 職員及び労働者	33
第74条 裁判所における幹部, 公務員, 職員及び労働者の責任	33
第75条 裁判所における公務員, 職員及び労働者の管理	33
第2節 人民裁判所長官, 副長官	34
第76条 最高人民裁判所長官	34
第77条 最高人民裁判所長官の任務, 権限	34
第78条 最高人民裁判所副長官	36
第79条 高級人民裁判所長官	36

第 80 条	省・中央直轄市裁判所長官	37
第 81 条	県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の長官	37
第 82 条	専門第一審人民裁判所長官	38
第 83 条	高級人民裁判所，省・中央直轄市裁判所，県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所，専門第一審人民裁判所の副長官	38
第 84 条	中央軍事裁判所長官	38
第 85 条	軍区等軍事裁判所長官	39
第 86 条	区域軍事裁判所長官	39
第 87 条	中央軍事裁判所，軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の副長官	40
第 3 節	裁判官	40
第 88 条	裁判官	40
第 89 条	裁判官の宣誓	40
第 90 条	裁判官の等級	40
第 91 条	裁判官の任命	40
第 92 条	最高人民裁判所裁判官の任務，権限	41
第 93 条	人民裁判所裁判官の任務，権限	41
第 94 条	人民裁判所裁判官の基準	42
第 95 条	人民裁判所裁判官の任命条件	42
第 96 条	最高人民裁判所裁判官の基準，任命条件	42
第 97 条	最高人民裁判所裁判官の承認，任命手続	43
第 98 条	人民裁判所裁判官の任命提議，任命手続	43
第 99 条	人民裁判所裁判官選抜試験評議会	43
第 100 条	裁判官の任期	44
第 101 条	裁判官に対する制度，政策	44
第 102 条	裁判官の保護	45
第 103 条	裁判官の責任	45
第 104 条	裁判官が行うことのできない事項	46
第 105 条	裁判官の法令違反に関する情報	47
第 106 条	人民裁判所裁判官の異動，転任，特別派遣	47
第 107 条	裁判官の免任	47
第 108 条	裁判官の解職	47
第 109 条	裁判官の免任，解職手続	48

第 110 条	裁判官の任命・免任・解職・表彰・規律・異動・転任・特別派遣に対する建議, 不服申し立て	48
第 4 節	裁判所審査官, 裁判所書記官	48
第 111 条	裁判所審査官	48
第 112 条	裁判所審査官の基準	48
第 113 条	裁判所審査官の任命条件	49
第 114 条	裁判所審査官の等級	49
第 115 条	裁判所審査官の任務, 権限	49
第 116 条	裁判所書記官	50
第 117 条	裁判所書記官の基準, 任命条件	50
第 118 条	裁判所書記官の等級	50
第 119 条	裁判所書記官の任務, 権限	50
第 120 条	裁判所審査官, 裁判所書記官に対する制度, 政策	50
第六章	参審員	51
第 121 条	参審員	51
第 122 条	参審員の基準	51
第 123 条	参審員になることができない者	51
第 124 条	参審員の選出, 任命制度	52
第 125 条	参審員の任務, 権限	52
第 126 条	参審員の責任	52
第 127 条	参審員の選出, 任命, 免任, 罷免手続	53
第 128 条	参審員の任期	54
第 129 条	参審員の免任, 罷免	54
第 130 条	参審員に対する制度, 政策	54
第 131 条	参審員団	54
第 132 条	参審員に対する機関, 組織, 軍隊部隊の責任	55
第 133 条	参審員及び参審員団の活動条件の保障	55
第 134 条	参審員に対する表彰, 違反処分	55
第七章	審理組織	55
第 135 条	審理に参加する裁判官, 参審員の無作為選択	55
第 136 条	裁判所における審理組織の方式	55
第 137 条	法廷	56
第 138 条	調停・対話室	56
第 139 条	審理期日, 会合の内規	57
第 140 条	裁判所の保護	57
第 141 条	審理期日, 会合への参加及び情報活動	58

第八章 人民裁判所の活動の保障.....	59
第 142 条 給与, 手当の制度.....	59
第 143 条 裁判官の服装・証明書, 司法職名証明書	59
第 144 条 訓練, 養成制度.....	59
第 145 条 裁判所のその他の公務員, 職員及び労働者に対する制度, 政策	59
第 146 条 裁判官の人数, 裁判所の採用枠.....	60
第 147 条 裁判官の活動, 物的設備の経費.....	60
第 148 条 電子裁判所の構築.....	60
第 149 条 表彰, 違反処分.....	61
第九章 施行条項.....	61
第 150 条 関連を有する法律の修正, 補充, 廃止	61
第 151 条 施行効力	62
第 152 条 経過規定	62

国会
法律 番号：34/2024/QH15

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
2024年6月24日

人民裁判所組織法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は人民裁判所組織法を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

この法律は、人民裁判所の役割、職務、任務、権限及び組織機構；裁判官、参審員及び人民裁判所内のその他の各職位；人民裁判所の活動の保障について規定する。

第2条 人民裁判所の役割、職務

1. 人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関であり、司法権を行使する。
2. 人民裁判所は、正義を擁護し、人権、市民権を擁護し、社会主義制度を擁護し、国の利益、組織、個人の権利及び合法的な利益を擁護する任務を実施する；自己の活動により、裁判所は、祖国への忠誠、法令の厳正な執行、社会生活上の諸規範の尊重、犯罪、その他の各法令違反の予防、防止の闘争の意識に関する市民への教育に貢献するため、司法権を行使する。
3. 人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の名において、法令の規定に従って事件²、事案³を審理し、解決する。

第3条 人民裁判所の任務、権限

¹ 本稿は2024年9月23日の時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する組織はいっさいの責任を負わない。

² 「事件」の原文は vụ án, である。

³ 「事案」の原文は vụ việc である。

1. 人民裁判所は、法令の規定に従って、紛争・法令違反に関する、人権、機関・組織・個人の権利・義務に関連する問題に関する審理、決定権からなる司法権を行使する；審理における法令の統一的適用を保障する。
2. 司法権行使の際、人民裁判所は以下の任務、権限を有する。
 - a) 刑事事件、行政事件、民事事件（民事の事件及び事案を含む）、破産事件及び法令の規定に従ったその他の事件、事案の審理、解決。
 - b) 法律の規定に従った行政違反の解決、審理。
 - c) 人権、法令の規定に従った機関・組織・個人の権利、義務。
 - d) 法令の規定に従った事件、事件の審理、解決における法規範文書の合憲性、合法性に関する発見、建議。
 - d) 事件、事案の審理、解決における法令適用の解釈⁴。
 - e) 審理の促進の総括、審理における法令の統一的適用の保障；判例の発展。
 - g) 法令の規定に従った判決執行に関する任務、権限の実施。
 - h) 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第4条 人民裁判所の組織及び設立、解散の権限

1. 人民裁判所の組織は以下からなる。
 - a) 最高人民裁判所。
 - b) 高級人民裁判所。
 - c) 省・中央直轄市人民裁判所。
 - d) 県、区、市社、省に属する市、中央直轄市に属する市の人民裁判所
 - d) 行政専門⁵第一審裁判所、知的財産⁶専門第一審人民裁判所、破産専門第一審人民裁判所（専門第一審人民裁判所と総称する）。
 - e) 中央軍事裁判所、軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所（軍事裁判所と総称する）
2. 高級人民裁判所；省・中央直轄市人民裁判所；県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所；専門第一審人民裁判所及び軍事裁判所の設立、解散の権限を以下のように規定する。

⁴ 「解釈」の原文は *Giải thích* である。この用語には日本語でいうところの説明にあたる意味も含意されていると思われるなど、日本語の「解釈」よりも *Giải thích* の意味するところが広いようである。

⁵ 「専門第一審人民裁判所」の原文は *Tòa án nhân dân sơ thẩm chuyên biệt* である。高級人民裁判所、省・中央直轄市人民裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所内に組織される「専門法廷（*Tòa chuyên trách*）」とは異なる。

⁶ 「知的財産」の原文は *Sở hữu trí tuệ* である。

- a) 国会常務委員会は、高級人民裁判所、専門第一審人民裁判所の設立、解散の決定及び土地管轄の範囲の規定を行う；最高人民裁判所長官の提議に従って、省・中央直轄市人民裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の設立、解散を決定する。
- b) 国会常務委員会は、国防省大臣との意見統一の後の最高人民裁判所長官の提議に従って、軍区及び同等の軍事裁判所、区域軍事裁判所の設立、解散の決定及び土地管轄の範囲の規定を行う。

第5条 人民裁判所の組織及び活動の原則

- 1. 審理権限に従った独立。
- 2. 法令及び裁判所の前の平等の保障。
- 3. 遅滞のない、公平な、公開の、無私の、客観的な司法権の行使。
- 4. 第一審、控訴審の審理が保障される制度。
- 5. 参審員⁷が参加する第一審の審理制度の実施。但し、簡易手続に従った審理の場合を除く。
- 6. 裁判官、参審員による独立した法令のみを順守する審理。
- 7. 人民裁判所による集団審理、多数に従った決定。但し、簡易手続に従った審理を除く。
- 8. 審理における争訟⁸の保障。
- 9. 被疑者・被告人の弁護権、被害者・当事者の合法的権利及び利益の擁護権の保障。
- 10. 人民、国会、人民評議会、ベトナム祖国戦線及びその構成員である組織による裁判所の監察。

第6条 審理権限に従った独立

各裁判所は審理権限に従って独立して組織され、活動する。

第7条 法令及び裁判所の前の平等権の保障

人民裁判所は、全ての人は法令の前に平等であり、民族、性別、信仰、宗教、身分、社会的地位により差別されない；機関、組織、個人は裁判所において平等であるという原則に従う。

第8条 遅滞のない、公平な、公開の、無私の、客観的な司法権の行使

- 1. 裁判所は、遅滞なく、法定期限内に司法権を行使し、公平・公開・無私・客観を保障する。

⁷ 「参審員」の原文は Hội thẩm である。

⁸ 「争訟」の原文は Tranh tụng である。

2. 裁判所は審理を公開する。国家機密の維持、民族の善良な風俗の維持、未成年者の擁護又は当事者の私生活の秘密、個人の秘密、家庭の秘密、職業上の秘密、経営の秘密を維持する必要がある特別の場合は、当事者の正当な請求に従って裁判所は秘密審理をすることができる。
3. 裁判所は審理その他の活動の公開を実施する。裁判所の活動公開の範囲、内容、形式は最高人民裁判所長官が規定する。

第9条 第一審、控訴審の審理が保障される制度

1. 裁判所は、第一審、控訴審の審理を保障する。

裁判所の第一審の判決、決定は、法律の規定に従って控訴⁹、異議申立て¹⁰をすることができる。法定期間内に控訴、異議申立てがなかった第一審判決、決定は、法的効力を生ずる。

第一審の判決、決定に控訴、異議申立てがされた場合、事件、事案は控訴審の手続に従って審理、解決される。裁判所の控訴審判決、決定は、法的効力を生ずる。

2. 法的効力を既に有している裁判所の判決、決定は、法律の規定に従った法令違反又は新たな事情を有することを発見したときは、監督審又は再審の手続に従って再検討する。

第10条 参審員が参加する第一審の審理制度の実施

裁判所の事件の第一審の審理には、法律の規定に従って参審員が参加する。但し、簡易手続に従って審理する場合を除く。

第11条 裁判官、参審員による独立した法令のみを順守する審理

1. 裁判官、参審員は、独立して法令のみを順守して審理する。いかなる形式でも、機関、組織、個人が裁判官、参審員の事件、事案の審理、解決に干渉することを厳禁する。
2. 裁判所、裁判官、参審員及び裁判所のその他の司法職名を有する者は、事件、事案を受理して解決の過程にあるそれら事件、事案の審理、解決の観点に関して説明し、伝えることができない。
3. 訴訟の過程にある事件、事案の審理、解決に関して裁判官、参審員を調査しない。但し、事件、事案の審理、解決において裁判官、参審員の刑事法令違反を確定する根拠がある場合を除く。

⁹ 「控訴」の原文は *kháng cáo* である。

¹⁰ 「異議申立て」の原文は *kháng nghị* である。

4. 裁判官、参審員の事件、事案の審理、解決に干渉する行為をした機関、組織、個人は、違反の性質、程度に応じて、法令の規定に従った懲戒処分を受け、行政違反処分を受け、又は刑事責任の追及を受ける。

第 12 条 人民裁判所による集団審理、多数に従った決定

人民裁判所は、集団で審理し、多数決により決定する。但し、簡易手続により審理する場合を除く。審理合議体の構成は、法律の規定に従う。

第 13 条 審理における争訟の保障

審理では争訟原則が保障される。裁判所は、法律の規定に従って、訴訟進行者、訴訟参加者の争訟権行使を保障する責任を負う。

第 14 条 被疑者・被告人の弁護権、被害者・当事者の合法的権利及び利益の擁護権の保障

1. 被疑者、被告人の弁護権、被害者、当事者の合法的権利及び利益を擁護権は保障される。被疑者、被告人は、自ら弁護し、弁護士又はその他の者に弁護を依頼する権利を有する；被害者、当事者は、自己の合法的権利及び利益を自ら擁護し、又は擁護人に依頼することができる。
2. 裁判所は、法令の規定に従って、被疑者、被告人が自己弁護する、弁護を受ける、法的支援を受ける、代理人をつける権利を保障する責任を負う。

裁判所は、被害者、当事者が合法的権利及び利益の擁護を実施することを保障する責任を負う。

第 15 条 刑事事件、行政事件、民事事件及び裁判所の権限に属するその他の事件の審理、解決における資料、証拠の収集

1. 刑事事件、行政事件、民事事件及びその他の事件において、各当事者は法令の規定に従って資料、証拠を収集し、裁判所に提出¹¹する。
2. 裁判所は、関連する機関、組織、個人に対して法令の規定に従った刑事事件、行政事件、民事事件及びその他の事件における資料、証拠の収集、提出を案内する。
3. 裁判所は、法令の規定に従った資料、証拠の提出を機関、組織、個人に請求する。資料、証拠を管理し、保存している機関、組織、個人は、裁判所の請求がある場合、法令の規定に従って資料、証拠の提出につき責任を負う。
4. 刑事事件、行政事件、民事事件及びその他の事件における法令の規定に従って資料、証拠を提出する機関、組織、個人が必要な方法を実施したが資

¹¹ 「提出する」の原文は cung cấp, giao nộp である。

料，証拠を収集できず，裁判所に支援を求める提議をした場合，裁判所は，各当事者の請求による資料，証拠の収集を支援する。

5. 裁判所は，関連する機関，組織，個人，各当事者が提出した資料，証拠を受領する。
6. 裁判所は，法令の規定に従って資料，証拠の確実性を検査，審査する。
7. 裁判所は，関連する機関，組織，個人，各当事者が提出した資料，証拠に基づき，法令の規定及び争訟結果に従って審理期日において明らかにして，事件，事案の審理，解決を行う。

第 16 条 裁判所で使用する言語，文字

1. 裁判所で使用する言語，文字はベトナム語である。
2. 裁判所は，訴訟参加者が人民裁判所で自らの民族の言語，文字を使用する権利を保障する。聴覚，言語，視覚に障害のある人は，法廷で障害者専用の言語，記号，文字を使用する権利を有する。これらの場合，通訳を使用しなければならない。

第 17 条 裁判所の判決，決定の効力の保障

1. 法的効力¹²を有する判所の判決，決定は，機関，組織，個人により尊重されなければならない。関連する機関，組織，個人は厳正に執行しなければならない。
2. 法的効力を有する判決，決定は法令の規定に従った執行が保障される。
3. 法的効力を有する判決，決定は，法令の適用に誤りがある，訴訟手続きに重大な違反がある，結論が事件，事案の客観的詳細に適合しない場合は，権限を有する裁判所が法律の規定に従った手順，手続きに基づいて検討，決定，問題解決¹³をしなければならない。
4. 法令の規定に従って裁判所の判決，決定を施行しない関連する機関，組織，個人は，違反の性質，程度に従って，懲戒処分，行政違反処罰及び検事責任を追求される

第 18 条 裁判所の活動の効力，効果の保障

1. 機関，組織，個人は，裁判所，裁判官，参審員，裁判所のその他の司法職名を有する者を尊重し，裁判所の決定，請求を厳正に執行しなければならない。
2. 機関，組織，個人が審理，司法権の行使の活動を干渉し，法令違反の作用をすることを厳禁する。機関，組織，個人が裁判所の内外でこの項が規定す

¹² 「法的効力」の原文は *hiệu lực pháp luật* である。

¹³ 「問題解決」の原文は *khắc phục* で，直訳は「克服する」である。

る行為を行う場合、遅滞のない解決、処分のため、裁判官、参審員、裁判所のその他の司法職名を有する者は、直ちに権限を有する機関、組織、個人に報告しなければならない。

3. 裁判所の尊厳、威信を侵犯し、侵害するあらゆる行為；裁判官、参審員、裁判所のその他の司法職名を有する者又は裁判所に請求に従った任務を実施する者に対する脅迫、名誉・人格・威信の侵害、それらの者の生命、健康に対する侵害；裁判官、参審員、裁判所のその他の司法職名を有する者・公務員¹⁴・職員¹⁵及び労働者を中傷するための不服申し立て、告発の権利の濫用を厳禁する。
4. この条第1項、第2項及び第3項が規定する違反行為を有する者は、違反の性質、程度に従って規律処分、行政違反処罰され、又は法令の規定に従って刑事責任を追求される。

第19条 裁判所と機関、組織との協働責任

1. 裁判所は、自らの職務、任務、権限の範囲内で、裁判所は機関、組織と協働して、法令違反及び犯罪の防止に関する方針、政策、法令の研究、提出を行い、国家の安寧、社会の秩序・安全を保障する；機関、組織における犯罪又は法令違反発生のその他の原因・条件の解決方法適用を、機関、組織に対して建議、請求する責任を負う。

裁判所の建議、請求を受領した日から30日以内に、それらを受領した機関、組織は、解決結果について裁判所に通知しなければならない。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。

2. 機関、組織は、割り当てられた職務、任務、権限の範囲内で、裁判所は任務、権限を実施する；裁判所の判決、決定を執行することに協働する。

第20条 組織に関する人民裁判所の管理

1. 最高人民裁判所は、組織について各人民裁判所を管理する。
2. 最高人民裁判所は、組織について各軍事裁判所の管理を主宰し、国防省と協働する。

最高人民裁判所と国防省の組織についての各軍事裁判所の管理の協働規則は、国会常務委員会が規定する。

¹⁴ 「公務員」の原文は công chức である。その定義は「幹部・公務員法及び職員法の条項を修正、補充する法律（Luật sửa đổi, bổ sung một số điều của Luật Cán bộ, công chức và Luật viên chức）52/2019/QH14」の第1条1項参照。

¹⁵ 「職員」の原文は viên chức である。その定義は「職員法（Luật viên chức）58/2010/QH12」の第2条参照。

第 21 条 人民、国会、人民評議会、ベトナム祖国戦線及びその構成員である組織による裁判所の監察

1. 人民は裁判所の活動を監察し、法令の規定に従った請求、提議、建議をする権利を実施する。
2. 国会、人民評議会、ベトナム祖国戦線及びその構成員である組織は、法令の規定に従って裁判所の活動を監察する。裁判所の活動の監察は、裁判所の活動における法令の規定の順守の保障、権力の統制、汚職・消極の防止のためである；裁判所の通常の活動、裁判官・参審員の事件、事案の審理、解決に影響を与えないことを保障する

第 22 条 人民裁判所の伝統の日、象徴

1. 人民裁判所の伝統の日は毎年 9 月 13 日である。
2. 人民裁判所は独自の象徴を有する。最高人民裁判所長官は人民裁判所の象徴に関して規定する。

第二章 各裁判所の任務、権限

第 1 節 審理の権限に従った裁判所の任務、権限

第 23 条 第一審裁判所の任務、権限

1. 第一審裁判所は、事件、事案の問題を決定するため、資料、証拠、争訟結果及び法令の規定の根拠に基づき、事件、事案の詳細を十分に、客観的に、全面的に検討、評価、認定する権限を有する。
2. 第一審裁判所は、事件、事案の審理、解決の際、以下の任務、権限を有する。
 - a) 事件、事案を検討、受理する；事件、事案を審理、解決する期日¹⁶、会合¹⁷を組織する。
 - b) 事件、事案の審理、解決のため、関連する機関、組織、個人に資料、証拠の収集、提出を案内し、要請する。
 - c) 予防措置、強制措置、緊急暫定措置の適用、変更、廃止を決定する。
 - d) 各当事者の合意の公認、各当事者の成立した対話結果の公認を決定する。

¹⁶ 「期日」の原文は *phiên tòa* である。

¹⁷ 「会合」の原文は *phiên họp* である。

- d) 事件・事案を審理に付すること，事件・事案の停止・中止，刑事事件の回復¹⁸，期日・会合の延期・暫定停止，事件・事案の審理・解決の継続を決定する。
- e) 期日において刑事事件と関連を有する問題に関して捜査官，検察官，その他の者に陳述を要請する。
- g) 事件，事案の審理，解決の過程において訴訟進行者，訴訟参加者の訴訟の決定，行為の合法性を検討し，結論を出す。
- h) 機関，組織，個人が裁判所に提出する資料，証拠の合法性を検討し，結論を出す。
- i) 検察院に補充捜査を要請する書類を送る。
- k) 事件，事案の審理，解決における法規範文書の合憲性，合法性について発見し，建議する。
- l) 事件，事案の審理，解決において法令を解釈適用する。
- m) 判決，決定を発行する。
- n) 訴訟の決定，行為に関して要請，提案，建議，不服申し立てを解決する。
- o) 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 24 条 控訴審裁判所の任務，権限

1. 控訴審裁判所は，控訴，異議申立てに関して事件，事案の詳細；法令の適用及び第一審裁判所の審理，解決を検討，評価，認定する権限を有する。控訴審裁判所は控訴，異議申立てを承認又は承認しない；第一審判決，決定を維持，破棄，修正する；法令に正しく審理，解決された判決，決定を保護する；誤りを克服する権限を有し，法令の規定に従ったその他の権限を実施する。
2. 控訴審裁判所は，事件，事案の審理，解決の際，以下の任務，権限を有する。
 - a) 控訴手続に従った事件，事案の検討，受理。
 - b) 刑事事件において，新たな資料，証拠の補充を検察院に要請する。
 - c) 控訴，異議申立てされた第一審裁判所の判決，決定の全部若しくはその一部又は法令の規定に従ったその他の内容を再検討する。
 - d) 控訴審の手続に従って，事件，事案を控訴審の審理に付すること，審理・解決の停止・中止，期日・会合の延期・暫定停止，事件，事案の審理・解決の継続を決定する。

¹⁸ 「回復」の原文は *phục hồi* である。

- d) この法律第 23 条 2 項 b, 号, c 号, e 号, g, 号, h 号, k 号, l 号, m 号及び n 号が規定する任務, 権限を実施する。
- e) 法令の規定に従ったその他の任務, 権限の実施。

第 25 条 監督審, 再審手続に従って, 法的効力を既に有している判決, 決定を再検討する裁判所の任務, 権限

1. 監督審は, 法令の規定に従って法的効力を既に有している裁判所の判決, 決定を再検討する; 判決, 決定の適切性を検査する; 法令に正しい審理, 解決をした判決, 決定を保護する; 判決, 決定の誤りを克服する; 審理における法令の統一的適用を保障する任務を有する。
再審は, 法令の規定に従って, 新たな事情を有することを理由に異議申立てされた法的効力を既に有している裁判所の判決, 決定を再検討する任務を有する。
2. 法的効力を既に有している判決, 決定を再検討する裁判所は, 以下の任務, 権限を有する。
 - a) 法的効力を既に有している裁判所の判決, 決定に対する提議書, 建議書, 異議申し立て書, 通知書を受領し, 解決する。
 - b) 事件, 事案の書類を研究, 調査する。
 - c) 監督審, 再審異議申立て決定をする, 又は提出書類に対する回答を通知する。
 - d) 法令の規定に従って, 法的効力を既に有している判決, 決定の執行の延期, 延期要請, 停止を行う。
 - d) 監督審, 再審の審理のため事件, 事案を受理する。
 - e) 監督審, 再審異議申立てを変更, 補充, 取り下げる。
 - g) 監督審, 再審の審理期日を組織する。
 - h) 監督審, 再審決定を発行する。
 - i) この法律第 23 条 2 項 k 号及び l 号が規定する任務, 権限を実施する。
 - k) 法令の規定に従ったその他の任務, 権限の実施。

第 2 節 人民裁判所の任務, 権限

第 26 条 事件, 事案の審理, 解決

1. 裁判所は, 刑事事件, 行政事件, 民事事件 (民事, 婚姻及び家庭, 経営, 商事, 労働の紛争に関する事件からなる) 及び法令の規定に従ったその他の事件を審理する。

2. 裁判所は、民事の事案¹⁹（民事、婚姻及び家庭、経営、商事、労働の請求に関する事案からなる）、破産の事案及び法令の規定に従ったその他の事案を解決する。

第 27 条 行政違反の解決、審理

1. 裁判所の権限に属する訴訟活動の妨害行為に対する行政違反処罰は、法令の規定に従う。
2. 行政処分措置の適用は法令の規定に従う。
3. 行政違反の審理は法令の規定に従う。

第 28 条 人権、機関・組織・個人の権利及び義務に関連する問題の決定

裁判所は、法令の規定に従って、人権、機関・組織・個人の権利及び義務に関連する問題を検討、決定する権限を有する。

第 29 条 事件、事案の審理、解決における法規範文書の合憲性、合法性に関する発見、建議

1. 事件、事案の審理、解決の過程において、事件、事案の審理、解決に関連する法規範文書が憲法、法律、国会の議決、国家常務委員会令・議決、上級の国家機関の法規範文書に反する徴候を有することを発見した場合、裁判所は権限を有する国家機関にその文書施行の修正、補充、廃止、停止の検討を建議する。権限を有する機関は、検討して文書で処理結果を裁判所に通知する責任を負う。
2. 憲法、法律、国会の議決、国家常務委員会令・議決、上級の国家機関の法規範文書の施行の詳細を規定し、案内する法規範文書について、法令が規定する期限が終了したが裁判所がこの条第 1 項が規定する権限を有する国家機関から通知を受けない場合、裁判所は事件、事案を審理、解決のため、より高い効力を有する文書を適用する。

第 30 条 審理実践の総合評価、審理における法令の統一的適用の保障

1. 裁判所は、以下の活動を通じて、審理実践を総合評価²⁰する。
 - a) 事件、事案の審理、解決活動における法令施行の実践を初期評価、総合評価する。
 - b) 事件、事案の審理、解決活動における紛糾を統合する。
 - c) 事件、事案の審理、解決の結果、数字データを分析、評価する。

¹⁹ 「民事の事案」につき原文は *việc dân sự* となっているが、この条第 1 項及び第 2 項の関係から、*việc dân sự* の前に、原文にはない *vụ* を補って訳出した。

²⁰ 「総合評価」の原文は *tổng kết* である。

- d) 事件，事案の審理，解決の実践から経験を引き出すことが必要な内容を結論づける；犯罪，法令違反，紛争，不服申し立て，裁判所の権限に属する請求の傾向を予測する。
- 2. 最高人民裁判所は，以下の活動を通じて審理における法令の統一的適用を保障する。
 - a) 法律の規定に従った，最高人民裁判所裁判官評議会の議決，最高人民裁判所長官の通達，最高人民裁判所長官・最高人民検察院長官・国家会計検査院長・大臣・省同格機関の長の間の合同通達を発行する。
 - b) 判例の発展。
 - c) 事件，事案の審理，解決の実践における紛糾を解消²¹する。

第 31 条 事件，事案の審理，解決における法令の解釈適用

事件，事案の審理，解決における法令の解釈適用とは，権限に従った事件，事案の審理，解決のため，事件，事案の審理，解決の過程及び判決，決定において，具体的環境，状況における法令の規定の適用を裁判所が明確にすることである。

第 32 条 判例の選定，公布及び適用

- 1. 判例は，事件，事案の審理，解決において研究，参照，適用するため，最高人民裁判所裁判官評議会により選定され，最高人民裁判所長官により公布される。
- 2. 最高人民裁判所裁判官評議会は判例の選定，公布，適用を案内する。

第 33 条 判決執行における裁判所の任務，権限

- 1. 刑事判決執行；懲役刑執行の延期，停止，条件付きの期限前釈放；判決執行の免除，判決執行期限の短縮；前科抹消，国家予算への納付額について判決執行の減免の決定を出す。
- 2. 法令の規定に従って，法的効力を既に有している行政事件に関する判決，決定の強制執行の決定を出す。
- 3. 裁判所が適用する行政処分措置適用決定の執行を延期，減免，停止する決定を出す。
- 4. 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 34 条 不服申し立て，告発の解決

裁判所は，以下に対する不服申し立て，告発を解決する権限を有する。

²¹ 「解消」の原文は *Giải đáp* で，直訳は「解答」である。

1. 訴訟に関する法令の規定に従った権限に属する事件，事案の審理，解決の過程における，裁判所の決定，訴訟行為，裁判所において訴訟進行権限を有する者。
2. 不服申し立て，告発に関する法令の規定に従ったこの第1項が規定する場合に属さないその他の任務，公務を実施における，裁判所の決定，行為，裁判所において権限を有する者。

第35条 法令の制定

最高人民裁判所は，法令の制定において，以下の任務，権限を実施する。

1. 法律，国会常務委員会令²²，国会・国会常務委員会の議決を提議する。
2. 法律，国会常務委員会令，国会・国会常務委員会の議決を採択する国会，国会常務委員会に，それらの案を作成して提出する。
3. 法規範文書発行法の規定に従った権限に属する法規範文書を発行する。
4. 法令制定業務において，関連する機関と協働する。

第36条 科学研究

裁判所は，裁判所の組織及び活動と関連する科学²³研究をする；組織機構の完備，幹部²⁴・公務員・職員の質向上及び裁判所の活動の効果向上のため，科学研究結果を応用する任務を有する。

第37条 養成，育成

1. 最高人民裁判所は，裁判所の人的リソース構築に資する養成，育成を組織する。
2. 裁判所は，裁判官，裁判所審査官，裁判所書記官，裁判所のその他の公務員・職員の専門，業務を養成，育成する；参審員，調停人及び法令の規定に従ったその他の対象の業務を育成する。
3. 裁判所は，裁判官，裁判所審査官，裁判所書記，裁判所のその他の公務員・職員の，裁判所外での自主的な学習，養成，育成課程への参加を奨励する。
4. 裁判所の養成，育成施設は，法令の規定に従った各種の養成，育成の形成で組織される。

第38条 国際協力

²² 「国会常務委員会令」の原文は *pháp lệnh* である。

²³ 「科学」の原文は *khoa học* である。社会科学の意味が強いと思われる。

²⁴ 「幹部」の原文は *cán bộ* である。その定義は「幹部・公務員法（*Luật cán bộ, công chức*）22/2008/QH12」の第4条1項参照。

裁判所は、法令制定；人的リソースの育成，養成；科学研究；裁判所の能力向上；事件，事案の審理，解決の経験の交換；国際条約の締結，加入，実施の提案；国際合意の締結，実施；法令の規定に従った国際的司法機関への参加の領域で国際協力の任務を実施する

第三章 国家裁判官選抜・監察評議会

第 39 条 国家裁判官選抜・監察評議会の職務，任務，権限

1. 最高人民裁判所長官に提議するため，この法律の規定に従って裁判官となる基準，条件を満たした者の選抜を検討する。
 - a) 最高人民裁判所裁判官任命提議を承認する国会に提出する。
 - b) 人民裁判所裁判官の任命，再任命を決定する国家主席に提出する。
2. 最高人民裁判所長官に提議するため，この法律の規定に従って裁判官を免任，解職することを検討する。
 - a) 最高人民裁判所裁判官免任，解職提議を承認する国会に提出する。
 - b) 人民裁判所裁判官の免任，解職を決定する国家主席に提出する。
3. 裁判官の道德及び対処規則集を発行する。
4. 裁判官の任務，権限，職業道德，規則対応の実施，生活を監察する。
5. この法律第 110 条 1 項の規定に従った裁判官の任命，免任，解職，表彰，規律に関する建議を検討する。
6. この法律及び関連を有する法令のその他の規定に従った裁判官に関する保護をする；裁判官に関する保護制度について規定する国会常務委員会に提出する最高人民裁判所長官に提議する。
7. 公務上の理由で健康，生命に被害が生じた場合，裁判官に対する政策実施権限を有する機関に建議する。
8. 裁判官及び裁判所のその他の司法職名に対する制度，政策に関して権限を有する機関に提議する。
9. 裁判官の編成配分，経費，人的リソースを監察する。
10. 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 40 条 国家裁判官選抜・監察評議会の構成

1. 国家裁判官選抜・監察評議会の構成は，以下に具体的に規定される評議会議長，副評議会議長及び各評議会委員からなる。
 - a) 最高人民裁判所長官は評議会委員長。
 - b) 評議会副委員長は 1 名で，最高人民裁判所長官が 1 回 1 年の任期に従って輪番で業務分配する最高人民裁判所副長官である最高人民裁判所裁判官。

- c) 中央軍事裁判所長官。
 - d) 高級人民裁判所長官。
 - đ) ベトナム祖国戦線，ベトナム法律家協会，国家主席事務局，司法省，国防省，内務省，財政省の指導者の代表 1 名。
2. この条第 1 項 c 号， d 号及び đ 号が規定する国家裁判官選抜・監察評議会委員の名簿は，最高人民裁判所長官の提議に従って国会常務委員会が決定する。
3. 国家裁判官選抜・監察評議会長の決定により，最高人民裁判所の各職務単位は国家裁判官選抜・監察評議会を補助する。

第 41 条 国家裁判官選抜・監察評議会の活動原則

- 1. 国家裁判官選抜・監察評議会の活動は，集団及び多数決の原則に従う。評議会委員は兼任制度に従って勤務する。
- 2. 国家裁判官選抜・監察評議会は，この法律第 39 条が規定する職務，任務，権限を実施するため，定期及び臨時の会合を持つ。国家裁判官選抜・監察評議会は，評議会の活動規則を発行する国会常務委員会に提出する最高人民裁判所長官に提議する。
- 3. 任務，権限を実施する際，国家裁判官選抜・監察評議会は最高人民裁判所の印影を使用する。

第 42 条 国家裁判官選抜・監察評議会委員長の任務，権限

- 1. 評議会の業務を運営し，実施を組織する。
- 2. 評議会を代表して，評議会が採択したプログラム，計画及び各文書を発行する。
- 3. 評議会の各会合の間の業務解決を指導する。
- 4. 評議会の会合の内容，参加する構成員，進行時間に関して決定する；評議会構成員を招集し，評議会を主宰する。
- 5. 評議会を代表して，この法律及び関連を有する法令のその他の規定に従った評議会の職務，任務，権限に関連する内容について検討，決定する権限を有する機関に提議する。
- 6. 評議会の活動に関して，権限を有する機関に報告する。

第 43 条 国家裁判官選抜・監察評議会副委員長の任務，権限

- 1. 評議会委員長の評議会業務運営を補助する。
- 2. 評議会の業務計画・プログラムに従った活動の実施の組織を監督し，督促する。

3. この法律第 39 条 4 項, 5 項, 7 項, 8 項及び 9 項が規定する評議会委員長の任務, 権限の実施の組織を補助する
4. この法律第 44 条 2 項が規定する評議会委員の任務, 権限を実施する。
5. 評議会, 評議会委員長の業務分配に従ったその他の任務, 権限を実施する。

第 44 条 国家裁判官選抜・監察評議会委員の任務, 権限

1. 評議会委員は, 評議会の職務, 任務, 権限及びその他の活動の実施過程において業務を行う地の機関, 組織の代表である。
2. 評議会委員の任務, 権限は以下のとおりである。
 - a) 評議会の活動に全て参加する。
 - b) 評議会, 評議会委員長によって業務分配された任務, 権限を実施する ; 評議会, 評議会委員長及び自らの任務, 権限の実施に関する法令に対して責任を負う。
 - c) この法律第 39 条が規定する評議会の職務, 任務, 権限に属する問題を討論して票決する。
 - d) 国家裁判官選抜・監察評議会の活動規則及び法令の規定を実施する。

第 45 条 国家裁判官選抜・監察評議会の活動経費

国家裁判官選抜・監察評議会の活動経費は国家予算により保障される ; 活動経費の配分は最高人民裁判所による。

第四章 組織機構

第 1 節 最高人民裁判所

第 46 条 最高人民裁判所の任務, 権限

最高人民裁判所は, ベトナム社会主義共和国の最高審理機関であり, 以下の任務, 権限を実施する。

1. 法律の規定に従って異議申立てされた, 法的効力を既に有している裁判所の判決, 決定の監督審, 再審。
2. 他の裁判所の審理の監督。但し, 法定されている場合を除く。
3. 裁判所の審理実践の総括, 審理における法令の規定に従ったの統一的適用の保障。
4. 判例の発展。
5. 人的リソースの養成 ; 裁判所の裁判官, 審査官, 書記官, その他の公務員・職員に対する専門, 業務の研修 ; 参審員, 調停人及び法令の規定に従ったその他の対象に対する業務の研修。

6. この法律及び関連を有するその他の法令の規定に従った組織に関する人民裁判所及び軍事裁判所の管理，管轄に従った裁判所間の独立性の保障。
7. 国会，国会常務委員会の法律，国会常務委員会令，議決の制定の提議；国会に対する法律，議決の草案の提出；国会常務委員会令，議決の草案の国会常務委員会への提出。
8. 裁判所の活動における法令順守，権力の統制，汚職・消極の防止の保障のための裁判所，裁判官，参審員，審査官，書記官についての調査，検査。
9. 国際協力。
10. 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 47 条 最高人民裁判所の組織機構

1. 最高人民裁判所の組織機構は以下からなる。
 - a) 最高人民裁判所裁判官評議会。
 - b) 事務局。
 - c) 局，部及びそれらに相当するもの。
 - d) 養成，研修施設。
 - d) 報道機関。
2. 最高人民裁判所は，長官，副長官，最高人民裁判所裁判官，人民裁判所裁判官，裁判所審査官，裁判所書記官，その他の公務員，職員及び労働者を有する。
3. 国会常務委員会は，最高人民裁判所長官の提議に基づき，この条第 1 項 c 号及び d 号が規定する機関，単位の設立，再編，解散の提議を承認する。この条第 1 項 d 号が規定する養成，研修施設の設立は法律の規定に従って実施する。

第 48 条 最高人民裁判所裁判官評議会

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の数は，少なくとも 13 名で 17 名を超えない；最高人民裁判所裁判官である長官，副長官及び最高人民裁判所裁判官からなる。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会における両性の平等の目標に適合する女性比率を保障する。
3. 最高人民裁判所裁判官評議会は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 法律の規定に従って異議申立てされた，法的効力を既に有している裁判所の判決，決定の監督審，再審。
 - b) 裁判所の審理実践の総括，審理における法令の統一的適用を保障する；各裁判所が審理において法令を統一的に適用することを案内する議決を発行する。

- c) 法令の規定に従った事件，事案の審理，解決における法規範文書の合憲性，合法性に関する発見，建議をする。
 - d) 最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定，法的効力を既に有している判決，決定で各裁判所に対する標準性を有するものを選定し，総括して判例に発展させる。
 - d) 人民裁判所の業務に関する最高人民裁判所長官の報告書について討論し，意見を聴取して，国会，国会常務委員会，国家主席に提出する。
 - e) 最高人民裁判所が作成する国会，国会常務委員会の法律，国会常務委員会令，議決の草案に対して意見参加する。
 - g) 法律の規定に従って，最高人民裁判所長官の通達，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官，国家会計院の長，省同格機関の大臣，副大臣との間の合同通達の草案を討論し，意見聴取する。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の全体会合では，少なくとも総数の3分の2の構成員が参加しなければならない；最高人民裁判所裁判官評議会の決定には，評議会構成員の総数の過半数の賛成票決がなされなければならない。
5. 最高人民裁判所裁判官評議会の監督審，再審の決定は最高位の決定であり，法的効力を有し，異議申立てはできない。

第 49 条 最高人民裁判所裁判官評議会の審理の組織

- 1. 最高人民裁判所裁判官評議会は，最高人民裁判所裁判官 5 名又は全員からなる審理合議体により監督審，再審を審理する。
- 2. 最高人民裁判所裁判官 5 名又は全員からなる審理合議体による監督審，再審の審理は，法律の規定に従って実施する。

第 2 節 高級人民裁判所

第 50 条 高級人民裁判所の任務，権限

- 1. 事件，事案の控訴審で，原審が，法令の規定に従った土地管轄の範囲に属するまだ法的効力を有していない控訴，異議申立てされた省人民裁判所，中央直轄市人民裁判所，行政専門第一審人民裁判所，知的財産権専門第一審人民裁判所の第一審の判決，決定であるもの。
- 2. 法令の規定に従った土地管轄の範囲に属する破産専門第一審人民裁判所の破産に関する決定についての提議，建議，異議申立ての解決。
- 3. 事件，事案の監督審，再審で，原審が，法令の規定に従った土地管轄の範囲に属する法的効力を既に有している異議申立てされた省人民裁判所，中央直轄市人民裁判所，県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の判決，決定であるもの。

4. 法令違反又は法律の規定に従った新たな事情を有することを発見した場合に、法的効力を既に有している高級人民裁判所の判決、決定の検討、異議申立ての最高人民裁判所長官に対する建議。
5. 審理実践の総括の実施；判例の提出。
6. この法律第3条2項b号、c号、d号及びd号が規定する任務、権限の実施。
7. 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第51条 高級人民裁判所の組織機構

1. 高級人民裁判所の組織機構は以下からなる。
 - a) 高級人民裁判所裁判官委員会。
 - b) 刑事法廷，民事法廷，行政法廷，経済法廷，労働法廷，家庭及び未成年者法廷からなる専門法廷²⁵。
必要な場合、国会常務委員会は最高人民裁判所長官の提議に従ってその他の専門法廷の設立を決定する。
 - c) 事務局。
 - d) 部。
2. 高級人民裁判所は、長官、副長官、裁判長、副裁判長、人民裁判所裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官、その他の公務員及び労働者を有する。

第52条 高級人民裁判所裁判官委員会

1. 高級人民裁判所裁判官委員会は、長官、副長官及び高級人民裁判所長官の提議に従って最高人民裁判所長官が決定する人民裁判所裁判官からなる。
高級人民裁判所裁判官委員会の構成員の数は、少なくとも11名で13名を超えない。
2. 高級人民裁判所裁判官委員会は以下の任務、権限を有する。
 - a) 事件，事案の監督審，再審で，原審が，法令の規定に従った土地管轄の範囲に属する法的効力を既に有している異議申立てされた省・中央直轄市人民裁判所，県・区・市社・中央直轄市に属する市の人民裁判所，専門第一審人民裁判所の判決，決定であるもの。
 - b) この法律第3条2項b号，c号，d号及びd号が規定する任務，権限の実施。
 - c) 審理実践の総括の実施；判例の提出。

²⁵ 「専門法廷」の原文は *Tòa chuyên trách* である。「専門第一審人民裁判所（*Tòa án nhân dân sơ thẩm chuyên biệt*）」とは異なり、高級人民裁判所，省・中央直轄市人民裁判所，県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所内に組織される。

- d) 最高人民裁判所長官に対して、高級人民裁判所長官の提議に従った監督審、再審の手續に基づいて法的効力を既に有している高級人民裁判所の判決、決定の再検討を提議することを討論し、高級人民裁判所長官に建議する。
 - d) 高級人民裁判所の業務プログラム・計画に関して討論する。
 - e) 最高人民裁判所長官に報告するため、高級人民裁判所の業務に関する高級人民裁判所長官の報告について討論、意見聴取する。
3. 高級人民裁判所裁判官委員会の会合では、少なくとも総数の3分の2の構成員が参加しなければならない；高級人民裁判所裁判官委員会の決定には、委員会構成員の総数の過半数の賛成票決がなされなければならない。

第53条 高級人民裁判所裁判官委員会の審理の組織

1. 高級人民裁判所裁判官委員会は、人民裁判所裁判官3名又は高級人民裁判所裁判官委員会全員からなる審理合議体により監督審、再審を審理する。
2. 人民裁判所裁判官3名又は高級人民裁判所裁判官委員会全員からなる審理合議体による監督審、再審の審理は、法律の規定に従って実施する。

第54条 高級人民裁判所専門法廷の任務、権限

1. 事件、事案の控訴審で、原審が、法令の規定に従った土地管轄の範囲に属するまだ法的効力を有していない控訴、異議申立てされた省・中央直轄市人民裁判所、行政専門第一審人民裁判所、知的財産専門第一審人民裁判所の第一審判決、決定であるもの。
2. 法令の規定に従った土地管轄の範囲に属する破産専門第一審人民裁判所の破産に関する決定についての提議、建議、異議申立ての解決。
3. この法律第3条2項b号、c号、d号及びd号が規定する任務、権限の実施。

第3節 省・中央直轄市人民裁判所

第55条 省・中央直轄市人民裁判所の任務、権限

1. 法律の規定に従った事件、事案の第一審。
2. 事件、事案の控訴審で、原審が、法令の規定に従ったまだ法的効力を有していない控訴、異議申立てされた県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の第一審判決、決定であるもの。
3. 法的効力を既に有している県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の判決、決定の検査。

4. 法令違反又は法律の規定に従った新たな事情を有することを発見した場合に、法的効力を既に有している県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の判決、決定の検討、異議申立ての高級人民裁判所長官、最高人民裁判所長官に対する建議。
5. 審理実践の総括の実施；判例の提出。
6. この法律第3条2項b号、c号、d号、d号及びg号が規定する任務、権限の実施。
7. 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第56条 省・中央直轄市人民裁判所の組織機構

1. 省・中央直轄市人民裁判所の組織機構は、以下からなる。
 - a) 省・中央直轄市人民裁判所裁判官委員会。
 - b) 刑事法廷，民事法廷，行政法廷，経済法廷，労働法廷，家庭及び未成年者法廷からなる専門法廷。

必要な場合、国会常務委員会は最高人民裁判所長官の提議に従ってその他の専門法廷の設立を決定する。

この号の規定及び省・中央直轄市人民裁判所ごとの審理実践の要請に基づき、最高人民裁判所長官は各専門法廷の組織を規定する。
 - c) 事務局。
 - d) 室及びそれに相当する単位。
2. 省・中央直轄市人民裁判所は、長官、副長官、裁判長、副裁判長、人民裁判所裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官、その他の公務員及び労働者を有する。

第57条 省・中央直轄市人民裁判所裁判官委員会

1. 省・中央直轄市人民裁判所裁判官委員会は、長官、副長官及び最高人民裁判所長官が決定する人民裁判所裁判官からなる。省・中央直轄市人民裁判所裁判官委員会の構成員の数は、省・中央直轄市人民裁判所長官の提議に従って最高人民裁判所長官が決定する。

省・中央直轄市人民裁判所裁判官委員会の会合は長官が主宰する。
2. 省・中央直轄市人民裁判所裁判官委員会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 省・中央直轄市人民裁判所の業務のプログラム、計画に関して討論する。
 - b) 最高人民裁判所長官及び同級の人民評議会に報告するため、省・中央直轄市人民裁判所長官の業務報告について討論、意見聴取する
 - c) 審理実践の総括を実施する；判例を提出する。

- d) 高級人民裁判所長官，最高人民裁判所長官に対して，法的効力を既に有している裁判所の判決，決定を省・中央直轄市人民裁判所長官の提議に基づき監督審，再審の手續に従って再検討することを提議する省・中央直轄市人民裁判所長官の建議に関して討論する。

第 58 条 省・中央直轄市人民裁判所専門法廷の任務，権限

1. 法律の規定に従った事件，事案の第一審。
2. 事件，事案の控訴審で，原審が，法令の規定に従ったまだ法的効力を有していない控訴，異議申立てされた県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の第一審判決，決定であるもの。
3. この法律第 3 条 2 項 b 号，c 号，d 号及び d 号が規定する任務，権限の実施。

第 4 節 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所

第 59 条 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の任務，権限

1. 法律の規定に従った事件，事案の第一審。
2. この法律第 3 条 2 項 b 号，c 号，d 号，d 号及び g 号が規定する任務，権限の実施。
3. 審理実践の総括の実施；判例の提出。
4. 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 60 条 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の組織機構

1. 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所は，刑事法廷，民事法廷，家庭及び未成年者法廷，行政処分法廷を有することができる。必要な場合，国会常務委員会は最高人民裁判所長官の提議に従ってその他の専門法廷の設立を決定する。

この項の規定及び県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所ごとの審理実践の要請に基づき，最高人民裁判所長官は各専門法廷の組織を規定する。

2. 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所は，補助機構を有する。

最高人民裁判所長官は，県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の補助機構の設立を決定し，その任務，権限を規定する。

3. 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所は、長官、副長官、裁判長、副裁判長、人民裁判所裁判官、判決執行業務を行う裁判所審査官、裁判所書記官、その他の公務員及び労働者を有する。

第 61 条 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の専門法廷の任務、権限

1. 法律の規定に従った事件、事案の第一審。
2. この法律第 3 条 2 項 b 号、c 号、d 号及び d 号が規定する任務、権限の実施。

第 5 節 専門第一審人民裁判所

第 62 条 専門第一審人民裁判所の任務、権限

1. 行政専門第一審人民裁判所の任務、権限は以下のとおりである。
 - a) 行政事件訴訟法の規定に従った、この条第 2 項 a 号の規定を除いた省級以上の国家行政機関、国家行政機関において権限を有する者の行政決定、行政行為；省級以上の機関、組織の長の強制退職規律決定につき提訴された行政事件の第一審。
 - b) 法律の規定に従った、法的効力を既に有している行政事件に関する裁判所の判決、決定の強制執行決定の発出。
 - c) 法令の規定に従った訴訟活動阻害行為についての行政違反処罰。
 - d) 審理実践の総括の実施；判例の提出。
 - d) この法律第 3 条 2 項 d 号及び d 号が規定する任務、権限及び法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。
2. 知的財産専門第一審人民裁判所の任務、権限は以下のとおりである。
 - a) 民事訴訟法の規定に従った知的財産に関する事案の第一審；行政訴訟法の規定に従った知的財産に関する行政事件の第一審。
 - b) 法令の規定に従った法的効力を既に有する知的財産についての行政事件に関する裁判所の判決、決定の強制執行決定の発出。
 - c) 法令の規定に従った訴訟活動阻害行為についての行政違反処罰。
 - d) 審理実践の総括の実施；判例の提出。
 - d) この法律第 3 条 2 項 d 号及び d 号が規定する任務、権限及び法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。
3. 破産専門第一審人民裁判所の任務、権限は以下のとおりである。
 - a) 法律の規定に従った人民裁判所の権限に属する破産事案の解決。
 - b) 法令の規定に従った訴訟活動阻害行為についての行政違反処罰。
 - c) 破産事案解決実践の総括の実施；判例の提出。

- d) この法律第3条2項d号及びd号が規定する任務、権限及び法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第63条 専門第一審人民裁判所の組織機構

1. 専門第一審人民裁判所は、長官、副長官、人民裁判所裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官、その他の公務員及び労働者を有する。専門第一審人民裁判所で業務を行う人民裁判所裁判官は、専門第一審人民裁判所の審理、解決権限に属する領域における専門知識、業務経験を有する。
2. 専門第一審人民裁判所は補助機構を有する。
最高人民裁判所長官は、専門第一審人民裁判所の補助機構の設立を決定し、その任務、権限を規定する。

第6節 軍事裁判所

第64条 軍事裁判所の任務、権限

各軍事裁判所は、被告人が現役軍人である刑事事件及び法律の規定に従ったその他の事件を審理するため、ベトナム人民軍隊において組織される。

第65条 中央軍事裁判所の任務、権限、組織機構

1. 中央軍事裁判所の任務、権限は以下のとおりである。
 - a) 事件の控訴審で、原審が、法的効力がまだ生じておらず法律の規定に従った控訴、異議申立てがなされた軍区等軍事裁判所²⁶の第一審判決、決定であるもの。
 - b) 事件の監督審、再審で、原審が、法的効力を既に有しており、法律の規定に従って異議申立てされた軍区等軍事裁判所、区域軍事裁判所の判決、決定であるもの。
 - c) 法令の規定に従った訴訟活動阻害行為についての行政違反処罰；この法律第3条2項d号及びd号が規定する任務、権限の実施。
 - d) 審理実践の総括の実施；判例の提出。
 - d) 法令の規定に従ったその他の任務、権限。
2. 中央軍事裁判所の組織機構は以下からなる。
 - a) 中央軍事裁判所裁判官委員会。
 - b) 中央軍事裁判所控訴審法廷。
 - c) 補助機構。

²⁶ 「軍区等軍事裁判所」の原文は Tòa án quân sự quân khu và tương đương で、直訳は「軍区及びそれに相当する地域の軍事裁判所」である。

3. 中央軍事裁判所は、長官、副長官、裁判長、副裁判長、人民裁判所裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官、その他の軍人、その他の公務員を有する。
4. 最高人民裁判所長官は、国防省大臣と意見を統一した後に、中央軍事裁判所の補助機構の設立を決定し、その任務、権限を決定する。

第 66 条 中央軍事裁判所裁判官委員会

1. 中央軍事裁判所裁判官委員会は、長官、副長官及び最高人民裁判所長官が中央軍事裁判所長官の提議に従って決定する人民裁判所裁判官からなる。
中央軍事裁判所裁判官委員会の構成員の数は 7 人を超えない。
2. 中央軍事裁判所裁判官委員会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 事件の監督審、再審で、原審が、法律の規定に従って異議申立てされた法的効力を既に有している軍区等軍事裁判所、区域軍事裁判所の判決、決定であるもの。
 - b) 審理実践の総括の実施；判例の提出。
 - c) 法的効力を既に有している中央軍事裁判所の判決、決定の中央軍事裁判所長官の提議に基づく監督審、再審の手續に従った再検討を最高人民裁判所長官に提議する中央軍事裁判所長官の建議に関する討論。
 - d) 最高人民裁判所長官及び国防省大臣に報告するための、軍事裁判所の業務に関する中央軍事裁判所長官の報告についての討論、意見聴取。
 - d) 中央軍事裁判所の業務プログラム、計画に関する討論。
 - e) この法律第 3 条 2 項 d 号及び d 号が規定する任務、権限の実施。
3. 中央軍事裁判所裁判官委員会の会合には、構成員総数の少なくとも 3 分の 2 が参加しなければならない；中央軍事裁判所裁判官委員会の決定には、委員会構成員数の過半数が賛成票決をしなければならない。

第 67 条 中央軍事裁判所裁判官委員会の審理の組織

1. 中央軍事裁判所裁判官委員会は、3 人の裁判官又は中央軍事裁判所裁判官委員会の構成員全員からなる審理合議体によって監督審、再審を審理する。
2. 3 人の裁判官又は中央軍事裁判所裁判官委員会の構成員全員からなる審理合議体による監督審、再審の審理は、法律の規定に従って実施する。

第 68 条 中央軍事裁判所控訴審法廷の任務、権限

1. 事件の控訴審で、原審が、法律の規定に従って控訴、異議申立てされた法的効力を有していない軍区等軍事裁判所の判決、決定であるもの。
2. 法令の規定に従った訴訟活動阻害行為についての行政違反処罰；この法律第 3 条 2 項 d 号及び d 号が規定する任務、権限の実施。

3. 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 69 条 軍区等軍事裁判所の任務，権限

1. 法律の規定に従った刑事事件第一審。
2. 事件の控訴審で，原審が，法律の規定に従って控訴，異議申立てされた法的効力を有していない区域軍事裁判所の刑事第一審判決，決定であるもの。
3. 法令の規定に従った訴訟活動阻害行為についての行政違反処罰；この法律第 3 条 2 項 d 号，d 号及び g 号が規定する任務，権限の実施。
4. 審理実践の総括の実施；判例の提出。
5. 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 70 条 軍区等軍事裁判所の組織機構

1. 軍区等軍事裁判所の組織機構は以下からなる。
 - a) 軍区等軍事裁判所裁判官委員会。
 - b) 補助機構。
2. 軍区等軍事裁判所は，長官，副長官，人民裁判所裁判官，裁判所審査官，裁判所書記官，その他の軍人，その他の公務員を有する。
3. 最高人民裁判所長官は，国防省大臣と意見を統一した後に軍区等軍事裁判所の補助機構の設立を決定し，その任務，権限を規定する。

第 71 条 軍区等軍事裁判所裁判官委員会

1. 軍区等軍事裁判所裁判官委員会は，長官，副長官及び軍区等軍事裁判所長官の提議に従って最高人民裁判所長官が決定する人民裁判所裁判官からなる。

軍区等軍事裁判所裁判官委員会の構成員の数は 5 人を超えない。

軍区等軍事裁判所裁判官委員会の会合は長官が主宰する。

2. 軍区等軍事裁判所裁判官委員会は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 軍区等軍事裁判所の業務プログラム，計画に関する討論。
 - b) 軍区等軍事裁判所長官の業務報告の討論。
 - c) 審理実践の総括の実施；判例の提出。
 - d) 法的効力を既に有している裁判所²⁷の判決，決定の長官の要請に基づく監督審，再審の手續に従った再検討を中央軍事裁判所長官に提議する軍区等軍事裁判所長官の建議に関する討論。
 - d) この法律第 3 条 2 項 d 号及び d 号が規定する任務，権限の実施。

²⁷ 原文には「軍区等軍事」の記載が省かれているが，軍区等軍事裁判所を意味していると思われる。

第 72 条 区域軍事裁判所の任務，権限，組織機構

1. 区域軍事裁判所の任務，権限は以下のとおりである。
 - a) 法律の規定に従った刑事事件第一審。
 - b) 法令の規定に従った訴訟活動阻害行為についての行政違反処罰；この法律第 3 条 2 項 d 号，d 号及び g 号が規定する任務，権限の実施。
 - c) 法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。
2. 区域軍事裁判所は，長官，副長官，人民裁判所裁判官，判決執行業務を行う裁判所審査官，裁判所書記官，その他の軍人，その他の公務員を有する。
3. 最高人民裁判所長官は，国防省大臣と意見を統一した後に区域軍事裁判所の補助機構の設立を決定し，その任務，権限を規定する。

第五章 人民裁判所における幹部，公務員，職員及び労働者

第 1 節 総則

第 73 条 裁判所における幹部，公務員，職員及び労働者

1. 裁判所における司法職名は，以下からなる。
 - a) 各級の人民裁判所・軍事裁判所の長官，副長官。
 - b) 最高人民裁判所裁判官。
 - c) 人民裁判所裁判官。
 - d) 裁判所審査官。
 - d) 裁判所書記官。
2. その他の公務員，軍人，職員及び労働者。

第 74 条 裁判所における幹部，公務員，職員及び労働者の責任

1. 憲法，法令及び裁判所の規定を順守する。
2. 法令の規定に従った自らの任務，権限を実施し，その実施につき法的責任を負う。
3. 国家機密及び業務上の秘密を保持する。
4. 専門，業務につき協力，研究，向上を図る。
5. 人民を尊重し，人民の監察を受ける。
6. 任務，権限の実施において惹起した損害について国家予算への賠償，償還をする。
7. 法令の規定に従ったその他の責任を負う。

第 75 条 裁判所における公務員，職員及び労働者の管理

1. 最高人民裁判所長官は，法令の規定に従った各級の人民裁判所の公務員，職員及び労働者を管理する。

2. 最高人民裁判所長官は、法令の規定に従った各級の軍事裁判所の軍人、公務員の管理につき国防省大臣と協働する。
3. 各級裁判所長官は、自らの任務、権限の範囲内で、この法律の規定及び最高人民裁判所長官の等級分けに従った裁判所の公務員、軍人及び労働者の管理責任を負う。

第2節 人民裁判所長官、副長官

第76条 最高人民裁判所長官

1. 最高人民裁判所長官は、国家主席の提議に従って、国会が選出、免任²⁸、罷免²⁹する。

最高人民裁判所長官の任期は、国会の任期に従う。

2. 国会の任期が満了したときは、最高人民裁判所長官は、新たな期の国会が最高人民裁判所長官を選出するまで、引続き任務を遂行する。

第77条 最高人民裁判所長官の任務、権限

1. 最高人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実現について責任を負う。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会合を主宰する。
3. 法律の規定に従って、各人民裁判所の法的効力を既に有している判決、決定に対し監督審、再審手続による異議を申し立てる。
4. 有罪判決を受けた者が死刑判決の減刑を請願する場合に自己の意見を国家主席に提出する。
5. 審理実践の総括、審理における法令の統一的な適用を保障するための最高人民裁判所裁判官評議会の議決の制定；判例の発展、判例の公表を指導する。
6. 最高人民裁判所が国会、国会常務委員会に提出する法律、国会常務委員会令の草案、議決の草案の起草；権限に属する法規範文書の発行又は共同発行を指導する。
7. 最高人民裁判所裁判官の任命、免任、解職³⁰の要請の承認を国会に対し求める；最高人民裁判所副長官の任命、免任、解職、人民裁判所裁判官の任命、免任、解職を国家主席に対し求める。

²⁸ 「免任」の原文は *miễn nhiệm* である。

²⁹ 「罷免」の原文は *bãi nhiệm* である。

³⁰ 「解職」の原文は *cách chức* である。

8. この法律第 79 条 1 項, 第 80 条 1 項, 第 81 条 1 項, 第 82 条 1 項, 第 83 条 1 項, 第 85 条 1 項, 第 86 条 1 項, 第 87 条 1 項が規定する役職を有する者及び最高人民裁判所内の各役職を任命, 免任, 解職する。但し, 国家主席の任命, 免任, 解職権限に属する各役職を除く。
9. 裁判所審査官, 裁判所書記官の職位ごとの条件及び昇格の条件を規定する; 各裁判所における裁判所審査官, 裁判所書記官の比率構成を規定する; 公務員を裁判所審査官の各職位, 裁判所書記官の各職位に任命する
10. 人民裁判所裁判官の転任, 異動, 特別派遣を決定する。
11. 高級人民裁判所, 省・中央直轄市人民裁判所, 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所, 専門第一審人民裁判所; 軍区及び同等の軍事裁判所の設立, 解散; 高級人民裁判所, 専門第一審人民裁判所の土地管轄の範囲に関する規定; 必要と認める際の人民裁判所のその他の専門法廷の設立の決定を国会常務委員会に対し求める。

国防省大臣との意見統一の後に, 軍区等軍事裁判所, 区域軍事裁判所の設立, 解散及びその土地管轄の範囲に関する規定を国会常務委員会に対し求める。
12. この法律第 56 条 1 項及び第 60 条 1 項が規定する専門法廷の組織を規定する。
13. この法律第 47 条 1 項 c 号及び d 号が規定する各機関, 単位の設立, 再編, 解散の提議の承認を国会常務委員会に対し求める。

この法律第 47 条 1 項 b 号, c 号, d 号及び d 号が規定する各機関, 単位の組織機構, 任務, 権限を規定する。
14. 高級人民裁判所に属する事務局, 部; 省・中央直轄市人民裁判所に属する事務局, 室; 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の裁判所, 専門第一審人民裁判所の補助機構の設立, 再編, 解散を決定し, その任務, 権限を規定する。
15. 国防省大臣との意見統一の後に, 中央軍事裁判所, 軍区等軍事裁判所, 区域軍事裁判所の補助機構の設立, 再編, 解散を決定し, その権限を規定する
16. 定員, 裁判官の人数, 予算の各人民裁判所の活動への配分を決定する; 国防省大臣との意見統一の後に, 各軍事裁判所の定員を規定する。
17. 人民裁判所の採用, 幹部の管理, 予算・物的施設の管理及び使用に関する検査を組織する。
18. 裁判官, 参審員, 裁判所審査官, 裁判所書記官, 調停人及び法令の規定に従ったその他の対象の養成, 研修業務を組織する。

19. 国会に対し責任を負い、業務について報告する；国会の閉会期間中は、国会常務委員会に対し責任を負い、業務について報告する；国会議員の質問、建議に回答する。
20. 裁判所の国際協力活動を組織する。
21. この法律及び関連を有する法令のその他の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第 78 条 最高人民裁判所副長官

1. 最高人民裁判所副長官は、国家主席が任命、免任、解職する。
2. 最高人民裁判所副長官は、最高人民裁判所裁判官又はこの法律第 96 条 1 項が規定する基準、条件に十分に適合する人民裁判所裁判官から選出される。
最高人民裁判所副長官が人民裁判所裁判官から選出される場合、法令の規定に従って、最高人民裁判所長官は国会に承認を、国家主席に最高人民裁判所裁判官任命を提議する。
3. 最高人民裁判所副長官の任期は、任命された日から 5 年である。
4. 最高人民裁判所副長官は、長官による業務分配に従って、長官が任務、権限を実施することを補助する。長官が不在の場合、一人の副長官が委任されて裁判所の業務を指導する。副長官は、割り当てられた任務、権限の実施に関して法令及び長官に対して責任を負う。
5. この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第 79 条 高級人民裁判所長官

1. 高級人民裁判所長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。
高級人民裁判所長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 高級人民裁判所長官は以下の任務、権限を有する。
 - a) 高級人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実施の組織に責任を負う。
 - b) 高級人民裁判所裁判官委員会の会合を主宰する。
 - c) 法令の規定に従って、土地管轄の範囲に属する省・中央直轄市人民裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所、専門第一審人民裁判所の法的効力を既に有している判決、決定につき監督審、再審の手續に従って異議申立てする。
 - d) 最高人民裁判所長官による等級分けに従って幹部の組織業務における任務、権限を実施する。
 - d) 高級人民裁判所の業務に責任を負い、最高人民裁判所長官に対して報告する。

- e) 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第 80 条 省・中央直轄市裁判所長官

1. 省・中央直轄市裁判所長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。
省・中央直轄市裁判所長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 省・中央直轄市裁判所長官は以下の任務、権限を有する。
 - a) 省・中央直轄市裁判所裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実施の組織に責任を負う。
 - b) 省・中央直轄市裁判所裁判官委員会の会合を主宰する。
 - c) 最高人民裁判所長官による等級分けに従って幹部の組織業務における任務、権限を実施する。
 - d) 省・中央直轄市人民裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の業務に責任を負い、省・中央直轄市人民評議会及び最高人民裁判所長官に対して報告する。
 - d) 高級人民裁判所長官、最高人民裁判所長官に対して、訴訟に関する法令の規定に従って、法的効力を既に有している裁判所の判決、決定を監督審、再審の手續に従って検討、異議申立てすることを建議する。
 - e) 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第 81 条 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の長官

1. 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。
県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の長官任期は、任命された日から 5 年である。
2. 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の長官は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実施の組織に責任を負う。
 - b) 最高人民裁判所長官による等級分けに従って幹部の組織業務における任務、権限を実施する。
 - c) 業務につき責任を負い、法令の規定に従った権限を有する人民評議会及び省・中央直轄市人民裁判所長官に対して報告する。
 - d) 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第 82 条 専門第一審人民裁判所長官

1. 専門第一審人民裁判所長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。
専門第一審人民裁判所長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 専門第一審人民裁判所長官は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 専門第一審人民裁判所の審理業務を組織する；裁判官、参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実施の組織に責任を負う。
 - b) 最高人民裁判所長官による等級分けに従って幹部の組織業務における任務、権限を実施する。
 - c) 専門第一審人民裁判所の業務につき責任を負い、最高人民裁判所長官に対して報告する。
 - d) 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

第 83 条 高級人民裁判所、省・中央直轄市裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所、専門第一審人民裁判所の副長官

1. 高級人民裁判所、省・中央直轄市裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所、専門第一審人民裁判所の副長官は、最高人民裁判所長官が任命、免任、解職する。
高級人民裁判所、省・中央直轄市裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所、専門第一審人民裁判所の副長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 高級人民裁判所、省・中央直轄市裁判所、県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所、専門第一審人民裁判所の副長官は、長官の業務分配に従って長官が任務、権限を実施することを補助する。長官が不在の場合、1 人の副長官が委任されて裁判所の業務を指導する。副長官は、割り当てられた任務、権限の実施に関して法令及び長官に対して責任を負う。
3. 訴訟に関する法令の規定に従った任務、権限：法令の規定に従ったその他の権限を実施する。

第 84 条 中央軍事裁判所長官

1. 中央軍事裁判所長官は、国家主席が任命、免任、解職する最高人民裁判所副長官である。
中央軍事裁判所長官の任期は、任命された日から 5 年である。
2. 中央軍事裁判所長官は以下の任務、権限を有する。

- a) 中央軍事裁判所の審理業務を組織する；裁判官，参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実施の組織に責任を負う。
- b) 中央軍事裁判所裁判官委員会の会合を主宰する。
- c) 法律の規定に従って，法的効力を既に有している軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の判決，決定の監督審手続に従った異議申立てをする。
- d) 軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の業務の検査を組織する。
- d) 軍事裁判所の人民裁判所裁判官，軍人参審員，裁判所審査官，裁判所書記官に対して業務研修を組織する。
- e) 最高人民裁判所長官及び国防省大臣に対して軍事裁判所の業務につき責任を負い，報告をする。
- g) 軍事裁判所における各役職を任命，免任，解職する。但し，人民裁判所裁判官，長官，副長官を除く。
- h) 訴訟に関する法令の規定に従った任務，権限：法令の規定に従ったその他の権限の実施。

第 85 条 軍区等軍事裁判所長官

1. 軍区等軍事裁判所長官は，国防省大臣との意見統一の後に，最高人民裁判所長官が任命，免任，解職する。
軍区等軍事裁判所長官の任期は，任命された日から 5 年である。
2. 軍区等軍事裁判所長官は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 軍区等軍事裁判所の審理業務を組織する；裁判官，参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実施の組織に責任を負う。
 - b) 軍区等軍事裁判所裁判官委員会の会合を主宰する。
 - c) 中央軍事裁判所長官，軍区等司令官に対して，軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の業務に責任を負い，報告する。
 - d) 訴訟に関する法令の規定に従った任務，権限：法令の規定に従ったその他の権限の実施。

第 86 条 区域軍事裁判所長官

1. 区域軍事裁判所長官は，国防省大臣と意見統一した後に，最高人民裁判所長官が任命，免任，解職する。
区域軍事裁判所長官の任期は，任命された日から 5 年である。
2. 区域軍事裁判所長官は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 区域軍事裁判所の審理業務を組織する；裁判官，参審員は独立して法令にのみ従って審理するという原則の実施の組織に責任を負う。
 - b) 軍区等軍事裁判所長官に対して，裁判所の業務に責任を負い，報告する。

- c) 訴訟に関する法令の規定に従った任務，権限：法令の規定に従ったその他の権限の実施。

第 87 条 中央軍事裁判所，軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の副長官

1. 中央軍事裁判所，軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の副長官は，国防省大臣との意見統一の後に，最高人民裁判所長官が任命，免任，解職する。
中央軍事裁判所，軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の副長官の任期は，任命された日から 5 年である。
2. 中央軍事裁判所，軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の副長官は，長官の業務分配に従って長官が任務，権限を実施することを補助する。長官が不在の場合，一人の副長官が委任されて裁判所の業務を指導する。副長官は，割り当てられた任務，権限の実施に関して法令及び長官に対して責任を負う。
3. 法令の規定に従ったその他の権限の実施。

第 3 節 裁判官

第 88 条 裁判官

裁判官は，この法律の規定に従った基準，条件を満たし，この法律の規定及び関連を有する法令のその他の規定に従った審理の任務及びその他の任務，権限を実施するため国家主席より任命された者である。

第 89 条 裁判官の宣誓

1. 任命された裁判官は，祖国，人民，ベトナム社会主義共和国の憲法に対する絶対的な忠誠；割り当てられた任務，権限の忠実な，全霊を込めた実施；法令のみに従った，客観的で公平な公理の実行；裁判官の道德・対応規則³¹の順守を宣誓しなければならない。
2. 最高人民裁判所長官は，裁判官の宣誓の方式を規定する。

第 90 条 裁判官の等級

1. 裁判官は以下の等級からなる。
 - a) 最高人民裁判所裁判官。
 - b) 人民裁判所裁判官。
2. 国会常務委員会は，最高人民裁判所長官の提議に従って，人民裁判所裁判官の等級，等級ごとの条件，等級の昇進に関して規定する。

第 91 条 裁判官の任命

³¹ 「裁判官の道德・対応規則」の原文は quy tắc đạo đức và ứng xử của Thẩm phán である。

1. 最高人民裁判所裁判官は、最高人民裁判所長官の提議に従った国会の承認の議決に基づき国家主席が任命する。
2. 人民裁判所裁判官は、最高人民裁判所長官の提議に従って国家主席が任命する。
3. 人民裁判所裁判官の初回の任命は、人民裁判所選抜試験を通じなければならない。但し、この法律第 95 条 2 項が規定する場合を除く。

第 92 条 最高人民裁判所裁判官の任務、権限

1. 最高人民裁判所裁判官評議会構成員の任務、権限の実施。
2. 科学に対する養成、訓練、講義及び研究への参加。
3. 法令の規定及び最高人民裁判所長官の業務分配に従ったその他の任務、権限の実施。

第 93 条 人民裁判所裁判官の任務、権限

1. この法律第 3 条 2 項 a 号、b 号、c 号、d 号及び d 号が規定する任務、権限の実施。
2. 最高人民裁判所で業務を行う人民裁判所裁判官は以下の任務、権限を有する。
 - a) 最高人民裁判所長官の業務分配に従った、監督審、再審の申立書の受理の検討、決定。
 - b) 監督審、再審の要請、提議、建議の文書の解決の、最高人民裁判所長官、最高人民裁判所裁判官への提出。
 - c) 法令の規定に従った資料、証拠の検査、審査。
 - d) 法的効力を既に有している事件、事案の書類、資料、証拠の調査の報告書、結論の草案の作成、及び最高人民裁判所裁判官、最高人民裁判所長官、最高人民裁判所裁判官評議会への提出。
 - d) 訴訟に関する法令の規定に従った訴訟活動における不服申し立て解決の最高人民裁判所長官への提出。
 - e) 法令の規定に従った死刑執行業務における、特赦業務における任務、権限の実施の最高人民裁判所長官への提出。
 - g) 法的効力を既に有する裁判所の判決、決定についての判例の発展の最高人民裁判所長官、最高人民裁判所裁判官評議会への提出。
 - h) 審理実践、事件、事案の解決における経験の抽出内容、法令の統一的適用保障の内容の提出。
 - i) 最高人民裁判所長官の規定に従ったその他の裁判所の事件、事案の審理、解決の任務の実施。

3. 最高人民裁判所長官の業務分配及び法令の規定に従ったその他の任務，権限の実施。

第 94 条 人民裁判所裁判官の基準

1. ベトナム市民であり，祖国及び憲法に対する忠誠心を有し，善良な道徳的資質を有し，強固な政治的意思を有し，勇敢で正義を擁護する断固とした精神を有し，廉潔で誠実である。
2. 満 28 歳以上である。
3. 法学士以上の学位を有する。
4. 審理業務の養成を受けた。
5. 法令業務に従事した期間がある。
6. 割り当てられた任務の完遂を保障する健康状態である。

第 95 条 人民裁判所裁判官の任命条件

1. この法律第 94 条に規定される基準を完全に満たし，以下の各条件を完全に満たす者は，人民裁判所裁判官に選抜，任命されることができる；現役の軍隊の士官であれば，軍事裁判所に属する人民裁判所裁判官に選抜，任命されることができる。
 - a) 満 5 年以上，法令業務に従事した期間がある；法令の規定に従った裁判所の権限に属する事件，事案を審理し，解決する能力を有する。
 - b) 人民裁判所裁判官選抜試験に合格した
2. 特別の場合，この法律第 94 条 1 項，3 項，5 項及び 6 項が規定する条件を完全に満たす者は，人民裁判所裁判官に任命されることができる：現役の軍隊士官は，以下の一つに属する場合は軍事裁判所に属する人民裁判所裁判官に選抜，任命されることができる。
 - a) 満 10 年以上法令業務に従事した期間があり，権限を有する機関，組織により県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所，区域軍事裁判所の指導的役職に就任するために派遣された。
 - b) 満 15 年以上法令業務に従事した期間があり，権限を有する機関，組織により省・中央直轄市人民裁判所，高級人民裁判所，専門第一審人民裁判所，軍区等軍事裁判所，中央軍事裁判所の指導的役職に就任するために派遣された。

第 96 条 最高人民裁判所裁判官の基準，任命条件

1. この法律第 94 条 1 項，3 項，5 項及び 6 項が規定する条件を完全に満たし，以下の条件を完全に満たす者は，最高人民裁判所裁判官に選抜，任命されることができる。

- a) 満 45 歳以上である。
 - b) 満 20 年以上裁判所で業務を行い、その中の満 10 年以上が人民裁判所裁判官である。特別な場合は、権限を有する機関が決定するが、満 5 年以上人民裁判所裁判官としての業務を有さなければならない。
 - c) 事件、事案の審理、解決及び法令の規定に従った最高人民裁判所の権限に属するその他の事案の解決の能力を有する。
2. 裁判所での業務をしていないが、社会で高い威信を有し、この法律第 94 条 1 項及び 6 項が規定する基準を全て満たし、この条第 1 項 a 号及び c 号の規定する任命条件を全て満たし、規定に従った過程を保障する者は、以下の一つに属する場合、最高人民裁判所裁判官に選抜、任命されることができる。
- a) 中央の機関、組織において重要な役職にあり、政治、法令、経済、文化、社会、安寧、国防、外交に関して精通し、造詣が深い。
 - b) 法令に関して高い理解水準にある専門家、弁護士、大学教員、科学者で、政治機関・組織、政治 - 社会組織、政治 - 社会 - 職業組織、社会 - 職業組織において重要な役職にある。
3. この条第 2 項の規定に従って選抜、任命される最高人民裁判所の数は、2 名を超えない。

第 97 条 最高人民裁判所裁判官の承認、任命手続

- 1. 最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官の任命の提議を国会に提出し、国会が承認する。
- 2. 国会に提出した最高人民裁判所裁判官への任命提議承認書類は、国会常務委員会に送付され、検討を受けた上で、国会の直近の会議において提示される。
- 3. 国会司法委員会は、国会に提出された最高人民裁判所裁判官への任命提議の承認を審査する責任を負う。
- 4. 国会は、最高人民裁判所裁判官の任命要請について検討し、承認する議決を採択する。
- 5. 国会の承認議決に基づき、国家主席は、最高人民裁判所裁判官の任命を決定する。
- 6. 最高人民裁判所裁判官は、この法律第 89 条の規定に従って宣言をする。

第 98 条 人民裁判所裁判官の任命提議、任命手続

最高人民裁判所長官は、人民裁判所裁判官の任命提議、任命手続に関して規定する。

第 99 条 人民裁判所裁判官選抜試験評議会

1. 人民裁判所裁判官選抜試験評議会は、委員長を務める最高人民裁判所長官；委員である1名の最高人民裁判所副長官，国防省・内務省の指導者の代表からなる。

人民裁判所裁判官選抜試験評議会の委員名簿は，最高人民裁判所長官が決定する。

2. 人民裁判所裁判官選抜試験評議会は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 人民裁判所裁判官選抜試験を組織する。
 - b) 合格者名簿を公表する。
3. 人民裁判所裁判官選抜試験評議会の活動規則，人民裁判所裁判官の選抜試験の規則は，最高人民裁判所長官が決定する。

第100条 裁判官の任期

1. 最高人民裁判所裁判官の任期は任命された時から退職又はその他の職に移転するまでである。
2. 初めて任命された人民裁判所裁判官の任期は任命された日から5年である。再任された人民裁判所の任期は退職又はその他の職に移転するまでである。
3. 人民裁判所裁判官は，裁判所制度におけるその他の任務遂行のため異動があるが，人民裁判所裁判官として再度業務分配される場合，人民裁判所裁判官選抜試験を受ける必要はなく，同じ等級となり，この場合，人民裁判所裁判官の任期は退職又はその他の職に移転するまでである。
4. 再任されるための条件を満たさない裁判官はその他の適合する職務に配置される；人民裁判所裁判官任命条件を全て満たして，希望がある場合，人民裁判所裁判官選抜試験を受ける必要はなく，この場合，人民裁判所裁判官の任期は初回の任期として計算される³²。

第101条 裁判官に対する制度，政策

裁判官は以下の制度，政策を享受する。

1. この法律第142条が規定する給与，手当を享受する。
2. 公務の理由により生命，健康侵害を受けた場合，傷病兵と同様の制度・政策の享受，又は烈士としての公認，法令の規定に従ったその他の制度・政策を検討される。
3. 専門，業務の向上のため養成，訓練を受ける。
4. 任務遂行のため，服装，裁判官証明書を支給される。

³² 本項後段は，再任できなかった「元裁判官」が他職を経て裁判官に復帰する場合と思われる。

5. 競争・表彰に関する法令の規定に従って、荣誉及び表彰を受ける。
6. 法令の規定に従ったその他の制度、政策を享受する。

第 102 条 裁判官の保護

1. 裁判官は名誉、威信を尊重され、公務執行の際、及び必要な場合に保護される。
2. 以下の行為を厳禁する。
 - a) 裁判官が公務を執行する場合及び公務上の理由がある場合、裁判官、裁判官の親族の生命、健康、名誉、尊厳、威信、合法的権利及び利益を脅迫し、侵害する。
 - b) 裁判官の公務執行を妨害する。
 - c) 公務執行の際、独立して法令のみに従った、無私の、客観的な裁判官の審理に影響を与える。
3. 任務実施の際に裁判官の名誉、尊厳が侵害される場合、裁判官、裁判官が業務を行う地の裁判所長官は機関、組織、個人に侵害行為を止めて公開の謝罪をすることを要求する。機関、組織、個人は違反行為を直ちにやめなければならない。
4. 裁判官の任務実施により裁判官個人又はその親族の安全が脅かされる場合、裁判官が業務を行う地の裁判所長官は、権限を有する公安機関に裁判官個人又はその親族の安全保護に関して必要な措置を取ることを提議する。提議を受領した公安機関は、適切な保護措置を取るため脅迫行為の性質、程度を検討する責任を負う。
5. 判決、決定を出したがその判決決定が破棄され、修正された裁判官は、法令の規定に従った主観的過誤がある場合のみに責任を負わなければならない。最高人民裁判所長官はこの項の詳細を規定する。
6. この条第 2 項が規定する行為をする機関、組織、個人は、違反の性質、程度に従って、法令の規定に従った規律処分、行政処罰又は刑事責任を追求される。
7. 国会常務委員会は、最高人民裁判所長官の提議に従って、裁判官保護制度に関して規定する。

第 103 条 裁判官の責任

1. 祖国に忠誠心を持ち、憲法及び法令を順守し、断固として公理を保護する。
2. 人民を尊重し、人民への奉仕に専念し、人民との緊密な連絡を維持し、人民の監察に服する。

3. 独立して法令のみに従った審理をする：審理において無私，客観的である；裁判官の職業対応・道德規則³³を執行し，裁判所の威信を維持する。
4. 国家利益，公的利益，組織・個人の合法的権利及び利益を保護する。
5. 被疑者，被告人，被害者，当事者及び法令の規定に従ったその他の訴訟参加者の権利及び利益を保護する。
6. 法令の規定に従って国家機密，公的秘密を保持する。
7. 裁判官の法的知識，専門，業務，審理の技能，道德，政治・職業・専門性の本領を向上させるため，学習，研究，実践，経験を蓄積する。
8. 最高人民裁判所長官の規定に従って，裁判官の専門，業務，審理の技能，関連する社会知識，道德，責任及び対応の訓練に参加する
9. 自らの任務，権限の実施に関して法的責任を負う。

第 104 条 裁判官が行うことのできない事項

1. 幹部，公務員が行うことができないと法令が規定する事項。
2. 裁判官の職業対応・道德規則違反。
3. 解決権限に属する又は解決に参加する事件，事案に関して，被疑者，被告人，当事者又はその他の訴訟参加者に助言³⁴する。
4. 事件，事案の審理，解決の法令違反に介入する，又は事件，事案を審理，解決する責任を負う者に対して自らの影響力を悪用して及ぼす。
5. 事件，事案の書類又はその中の資料を機関外に持ち出す。但し，割り当てられた任務に基づく，又は権限を有する者の同意がある場合を除く。
6. 内規に反して，自らが審理，解決権限を有する事件，事案の被疑者，被告人，当事者又は訴訟参加者に面会して話をする。
7. 権力の濫用，悪用；人民，被疑者，被告人，当事者，その他の訴訟参加者及び訴訟進行者に対して，策略を用い，遅延させ，困難と迷惑を惹起する。
8. 被疑者，被告人，当事者，その他の訴訟参加者及び訴訟進行者に対し，客観的でない，誠実でない文書の提出，客観的でない，誠実でない事実の申告，陳述をするように強制，示唆する。
9. 権力統制，汚職・消極の防止に関する法令の規定に違反する。
10. 弁護士，公証人，執行吏，仲裁人，調停人，司法扶助員，競売人，管財人として働く；商業法人に対して法的諮問を行う；法律会社，法律事務所，公証人事務所，執行吏事務所，仲裁センターに出資する。

³³ 「裁判官の職業対応・道德規則」の原文は quy tắc ứng xử, đạo đức nghề nghiệp của Thẩm phán である。

³⁴ 「助言」の原文は Tư vấn である。

第 105 条 裁判官の法令違反に関する情報

1. 最高人民裁判所裁判官が現行犯で暫定留置された場合、暫定留置決定機関は直ちに国家主席に報告し、最高人民裁判所長官に通知して知らせる。

最高人民裁判所裁判官の逮捕、勾留、留置、立件、住居の搜索の場合は、捜査機関は直ちに国家主席に報告し、最高人民裁判所長官に通知して知らせる。

2. 人民裁判所裁判官が現行犯で暫定留置された場合、暫定留置決定発出機関は直ちに最高人民裁判所長官に通知して知らせる。

人民裁判所裁判官の逮捕、勾留、留置、立件、住居の搜索の場合は、捜査機関は直ちに最高人民裁判所長官に通知して知らせる。

第 106 条 人民裁判所裁判官の異動、転任、特別派遣

1. 人民裁判所裁判官の異動は、各裁判所に対し審理の任務及び法令の規定に従ったその他の任務実施の保障を目的として実施される。
2. 裁判所の指導、管理的役職にある人民裁判所裁判官の転任は、任務の必要性、人事の計画に資するために実施される。
3. 人民裁判所裁判官の特別派遣は、各裁判所に対し審理の任務及び法令の規定に従ったその他の任務実施を保障するために実施される。人民裁判所裁判官の特別派遣は3年を超えない。
4. 人民裁判所裁判官の異動、転任、特別派遣は、最高人民裁判所長官の等級分けに従って実施する。

最高人民裁判所長官は、人民裁判所裁判官の異動、転任、特別派遣の等級分けを規定する。

5. 軍事裁判所に属する人民裁判所裁判官の異動、転任は、最高人民裁判所長官との意見統一の後に、国防省大臣が決定する。人民裁判所裁判官の、ある軍事裁判所からその他の軍事裁判所で期限付き任務を行う特別派遣は、国防省大臣が決定する。

第 107 条 裁判官の免任

1. 裁判官は、定年退職し、辞職し、別の業務に転職したときは、当然に免任される。
2. 裁判官は、健康状態により、任務を完遂できない場合、又はその他の理由により免任され得る。
3. 裁判官は、個人的希望に従って免任され得る。

第 108 条 裁判官の解職

1. 裁判官は、裁判所の法的効力を既に有している判決で有罪となる場合、又は辞職を強制される場合、当然に解職される。
2. 以下の一つに属する場合、違反の性質、程度に従って裁判官は解職され得る。
 - a) 裁判所の権限に属する事件、事案の審理、解決の業務における違反。
 - b) この法律第 104 条が規定する行為がある。
 - c) 道徳的資質に関する違反。
 - d) その他の法令違反行為がある。

第 109 条 裁判官の免任、解職手続

1. 国家裁判官選抜・監察評議会は、最高人民裁判所長官の提議に従って、裁判官の免任、解職を検討する。
2. 最高人民裁判所裁判官の免職、解職はこの法律第 97 条 1 項、2 項、3 項、4 項及び 5 項の規定に従って実施する。
3. 国家裁判官選抜・監察評議会の提議に基づき、最高人民裁判所長官は国家主席に人民裁判所裁判官の免任、解職を求め、国家主席がその決定をする。
4. 人民裁判所裁判官の免任、解職提議の手続は、最高人民裁判所長官が決定する。

第 110 条 裁判官の任命・免任・解職・表彰・規律・異動・転任・特別派遣に対する建議、不服申し立て

1. 国家裁判官選抜・監察評議会は、裁判官の任命・免任・解職・表彰・規律に関連する建議を検討する。裁判官の任命・免任・解職に関連する建議が根拠を有する場合、評議会は最高人民裁判所長官に提議し、最高人民裁判所長官が国家主席にその決定を求め、国家主席がその決定をする。
表彰・規律に関連する建議が根拠を有する場合、評議会は権限を有する機関又は担当者に検討、解決を提議する。
2. 最高人民裁判所長官は、法令の規定に従って、裁判官の異動・転任・特別派遣に対する不服申し立てを解決する。

第 4 節 裁判所審査官、裁判所書記官

第 111 条 裁判所審査官

裁判所審査官は、この法律の規定に従った基準、条件を全て満たし、最高人民裁判所長官に任命されて、事件、事案の書類を審査する任務及びこの法律の規定に従ったその他の任務を実施する。

第 112 条 裁判所審査官の基準

1. ベトナム公民であり、祖国及び憲法に忠誠心を持ち、高い道徳的資質を備え、強固な政治的力量を有し、廉潔で誠実である。
2. 学士以上の学位を有する。
3. 裁判所の公務員である。
4. 裁判所審査官の業務又は審理業務の訓練を受けた。
5. 法令業務従事機関がある。
6. 割り当てられた任務の完遂を保障する健康状態である。

第 113 条 裁判所審査官の任命条件

この法律第 112 条が規定する基準を全て満たし、かつ、以下の一つに属する者は、裁判所審査官への任命を検討される。

1. 満 3 年以上、裁判所書記官として勤務した。
2. 満 3 年以上、法令業務に従事した期間がある。

第 114 条 裁判所審査官の等級

1. 裁判所審査官には、以下の等級がある。
 - a) 審査官。
 - b) 主任審査官。
 - c) 高級審査官。
2. 最高人民裁判所長官は、裁判所審査官の各等級及び昇格の詳細な条件を規定する。
3. 最高人民裁判所長官は、裁判所審査官の等級の比率を規定する。

第 115 条 裁判所審査官の任務、権限

1. 裁判所審査官は以下の任務、権限を有する。
 - a) 監督審、再審申立書の受理の研究、提出。
 - b) 監督審、再審の要請・提議・建議の文書の研究；法的効力を既に有している裁判所の判決、決定の事件、事案の書類、資料、証拠の審査及び解決方法の提出。
 - c) 法令の規定に従った資料、証拠の検査、審査決定。
 - d) 裁判所の権限に属する判決執行業務における任務に対する助言、任務の実施。
 - d) 判例の選択と提出、発展のための法的効力を既に有している判決、決定の研究。
 - e) 審理実践の総括、審理における法令の統一的適用の保障への助言。
 - g) 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。

2. 裁判所審査官は、この条第1項が規定する任務、権限を実施し、かつ、長官の業務分配に従ったその他の任務、権限を実施する。
3. 裁判所審査官は、法令及び長官に対して自らの任務、権限の実施に関する責任を負う。

第116条 裁判所書記官

裁判所書記官は、この法律の規定に従った基準、条件を全て満たし、最高人民裁判所長官に任命されて、訴訟手続、行政・司法任務及びこの法律の規定に従ったその他任務を実施する。

第117条 裁判所書記官の基準、任命条件

以下の基準、条件を全て満たすベトナム公民は、裁判所書記官への任命を検討される。

1. 学士以上の学位を有する。
2. 裁判所で勤務する公務員として採用された。
3. 裁判所書記官業務の訓練を受けた。

第118条 裁判所書記官の等級

1. 裁判所書記官には、以下の等級がある。
 - a) 書記官。
 - b) 主任書記官。
 - c) 高級書記官。
2. 最高人民裁判所長官は、裁判所書記官の各等級及び昇格の詳細な条件を規定する。
3. 最高人民裁判所長官は、裁判所書記官の等級の比率を規定する。

第119条 裁判所書記官の任務、権限

1. 裁判所書記官は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 法令の規定に従った審理期日での書記業務の遂行、訴訟活動の進行。
 - b) 行政・司法任務及び長官の業務分配に従ったその他の任務、権限の実施。
 - c) 法令の規定に従ったその他の任務、権限の実施。
2. 裁判所書記官は、法令及び長官に対して自らの任務、権限の実施に関する責任を負う。

第120条 裁判所審査官、裁判所書記官に対する制度、政策

裁判所審査官、裁判所書記官は、以下の制度、政策を享受する。

1. この法律第142条が規定する給与、手当を享受する。

2. 任務遂行のため、服装、司法職証明書を支給される
3. 専門、業務の向上のため養成、訓練を受ける。
4. 競争・表彰に関する法令の規定に従って、表彰される。

第六章 参審員

第 121 条 参審員

1. 参審員は、裁判所で審理に参加する人民の代表者である。
2. 参審員は以下からなる。
 - a) 人民参審員。
 - b) 軍人参審員。

第 122 条 参審員の基準

1. 参審員として選出される者は、以下の基準を全て満たさなければならない。
 - a) ベトナム公民であり、祖国及び憲法に対する忠誠心を有し、善良な道徳的資質を有し、強固な政治的意思を有し、勇敢で正義を擁護する断固とした精神を有し、廉潔で誠実である。
 - b) 満 28 歳から 70 歳まで。
 - c) 法令の知識を有する。
 - d) 社会に対する理解を有する。
 - d) 割り当てられた任務の完遂を保障する健康状態である。
 - e) 譴責、警告、減給、降格の形式による規律決定の執行期間中にない；罷免、解職、強制退職の形式による規律処分を受けていない。
 - g) 刑事処分をされている、又は裁判所に有罪を宣告されてその判決が法的効力を有している場合に属さない。
 - h) 参審員を罷免された場合に属さない。
2. 専門第一審人民裁判所の参審員に選出される者は、以下の基準を全て満たさなければならない。
 - a) この条第 1 項が規定する基準。
 - b) 専門第一審人民裁判所の審理、解決権限に属する領域の専門的知識、業務経験。

第 123 条 参審員になることができない者

1. 裁判所、検察院、公安機関、判決執行機関、法律の規定に従って捜査活動進行を割り当てられた機関で司法職、公務員、職員及び労働者である者。
2. 弁護士。
3. 公証人。

4. 執行吏。
5. 司法扶助員。

第 124 条 参審員の選出，任命制度

1. 人民参審員の選出³⁵制度は，省・中央直轄市人民裁判所，県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所，専門第一審人民裁判所の参審員に対して実施する。
2. 軍人参審員の任命³⁶制度は，中央軍事裁判所，軍区等軍事裁判所，区域軍事裁判所の参審員に対して実施する。

第 125 条 参審員の任務，権限

1. 人民参審員は，人民参審員に選出された地の裁判所長官の業務分配に従って，人民裁判所の権限に属する事件を審理する任務を実施する；専門第一審人民裁判所の参審員は，専門第一審人民裁判所長官の業務分配に従う。
2. 軍人参審員は，軍人参審員に任命された地の裁判所の長官の業務分配に従い，軍事裁判所の権限に属する諸事件を審理する任務を実施する。
3. 参審員は裁判所長官の業務分配に従う義務を負い，従わない場合，理由を明示しなければならない。
4. 6 か月の業務期間において，裁判所の長官から審理任務の業務分配を受けない参審員は，裁判所の長官に対し理由を知らせるよう請求する権利を有する。
5. 審理において，参審員は法律の規定に従った任務，権限を実施する。

第 126 条 参審員の責任

1. 祖国に対する忠誠心を有し，憲法及び法令の執行の模範となる。
2. 裁判所の長官の業務分配に従って審理に参加し，拒否することはできない。但し，正当な理由がある又は訴訟法が規定する場合を除く。
3. 独立して審理し，法令のみに従う；審理において無私，客観的であり，正義の擁護，人権，市民権の擁護，社会主義体制の擁護，国の利益，組織，個人の合法的で正当な権利及び利益の擁護に貢献する。
4. 人民を尊重し，人民の監察を受ける。
5. 法令の規定に従って，国家機密及び業務上の秘密を保持する。
6. 法令及び審理業務の知識を向上させるため積極的に協力する；経験を引き出して審理期日に参加し，裁判所の審理業務の総括会議に参加する。
7. 裁判所の内規，規則を執行する。

³⁵ 「選出」の原文は *bầu* であり，投票を伴うものと解される。

³⁶ 「任命」の原文は *cử* である。

8. 自らの任務、権限の実施に関して法的責任を負う。

参審員が自らの任務、権限を実施の際に損害を惹起した場合、参審員が任務を実施する地の裁判所は賠償する責任を負い、損害を惹起した参審員は法令の規定に従って裁判所に償還する責任を負う。

第 127 条 参審員の選出、任命、免任、罷免手続

1. 省・中央直轄市人民裁判所、県・区・市社・省に属する市及び中央直轄市に属する市の人民裁判所は、法律の規定に従って権限を有する人民評議会が人民参審員を選出するため、参審員の数、構成に関する需要を提出し、同級のベトナム祖国戦線委員会がこの法律第 122 条 1 項の規定による基準を完全に満たす者の選択及び紹介をすることを提議する。

人民参審員の構成は、合理的で、裁判所の権限に属する事件の審理及び地方の性質、特徴の要請に適合することを保障する。人民参審員選出のために提示される人数は十分な数でなければならない。

各級の人民裁判所長官は、法律の規定に従って同級のベトナム祖国戦線との意見統一の後に、法律の規定に従った権限を有する人民評議会に人民参審員の免任、罷免を提議する。

2. 専門第一審人民裁判所は、参審員の数に関する需要を提出し、参審員名簿を推薦する；領域に従った権限の範囲において、その地方の省級人民評議会が専門第一審人民裁判所の審理に参加する参審員を選出するために、この法律第 122 条 2 項が規定する基準を全て満たした人物の選択、紹介を省・中央直轄市祖国戦線に提議する。人民参審員選出のために提示される人数は十分な数でなければならない。

専門第一審人民裁判所長官は、省・中央直轄市祖国戦線と意見統一の後に、領域に従った権限の範囲において、人民評議会に専門第一審人民裁判所の人民参審員の免任、罷免を提議する。

3. 軍区等軍事裁判所の軍人参審員は、ベトナム人民軍隊政治総局の長が、軍区、軍団、軍種、総局又は同等の級の政治機関の紹介に従って任命する。

軍区等軍事裁判所長官は、軍区、軍団、軍種、総局又は同等の級の政治機関と意見統一の後に、軍区及び同等の軍事裁判所の軍人参審員の免任、罷免をベトナム人民軍隊政治総局主任の長に提議する。

4. 区域軍事裁判所の軍人参審員は、軍区、軍団、軍種、総局又は同等の級の政治委員会が、師団又は同等の級の政治機関の紹介に従って任命する。

区域軍事裁判所長官は、師団又は同等の級の政治機関と意見統一の後に、区域軍事裁判所の軍人参審員の免任、罷免を軍区、軍団、軍種、総局又は同等の級の政治委員会に提議する。

第 128 条 参審員の任期

1. 省・中央直轄市人民裁判所，県・区・市社・省に属する市・中央直轄市に属する市の人民裁判所，専門第一審人民裁判所の人民参審員の任期は，人民参審員を選出した人民評議会の任期に従う。
人民評議会の任期が満了したときは，新たな期の人民評議会が新たな人民参審員を選任するまで，人民参審員は引続き任務を行う。
2. 軍人参審員の任期は任命された日から 5 年である。

第 129 条 参審員の免任，罷免

1. 参審員は，健康の状態，個人的希望，又はその他の正当な理由により免任され得る。
2. 参審員は，道徳的資質に関する違反がある，又は法令違反行為をして，参審員に相応しくなくなった場合に罷免される。

第 130 条 参審員に対する制度，政策

1. 参審員は，業務の訓練，養成を受け，裁判所の審理業務を総括する会議に参加する。
最高人民裁判所は，全国の範囲で統一的な参審員の業務の訓練，養成のプログラム，計画及び資料を作成する；参審員に対する常時の又はテーマに従った訓練，養成の組織は，規定及び実際の需要に従う。
2. 参審員が，幹部，公務員，職員，現役の軍人，国防労働者であるときは，参審員の任務を遂行する時間は，機関，部隊における労働時間に算入される。裁判所の活動に参加する場合，参審員は法令の規定に従った関連を有する費用の額を精算される。
3. 参審員は，競争・表彰に関する法令の規定に従って，栄誉及び表彰を受ける。
4. 審理に参加した場合の参審員に対する手当の制度は，国家常務委員会が最高人民裁判所長官の提議に従って規定する。
5. 参審員は，審理の任務を行うため服装を支給される。参審員の制服は，国家常務委員会が最高人民裁判所長官の提議に従って規定する。参審員の服装の発給，使用は，最高人民裁判所長官が規定する。

第 131 条 参審員団

1. 参審員は，参審員団を組織する。
2. ベトナム祖国戦線中央委員会は，国会常務委員会に対し参審員団の組織及び活動規則の発行を求めることを主宰し，内務省及び最高人民裁判所と協働し，国会常務委員会がそれら組織を発行する。

第 132 条 参審員に対する機関、組織、軍隊部隊の責任

1. 参審員に選出又は任命された者を有する機関、組織、軍隊部隊は参審員の任務遂行のための条件を創出する責任を負う。
2. 長官の業務分配に従って参審員が任務を行う期間において、参審員を有する機関、組織、軍隊部隊は、参審員を異動し、その他の業務を業務分配することはできない。但し、特別な場合は参審員が任務を行う地の裁判所長官に通知して知らせなければならない。

第 133 条 参審員及び参審員団の活動条件の保障

1. 裁判所は、参審員が審理の任務を実施するための設備、執務室を保障する。
2. 参審員団の活動支援経費、参審員団長・副団長への手当の制度、参審員に対する業務訓練、養成の経費は、国家財産によることを保障し、裁判所の予算内に見積もられる。

地方の実際の形式に基づき、同級の人民参審員は参審員団の活動経費及び参審員に対する業務訓練、養成の経費の支援経費を検討し、決定する。

3. 参審員は審理の任務を行うため、参審員証明書の発給を受ける。参審員証明書の書式、使用、発給、交換、回収は最高人民裁判所長官が規定する。
4. 審理の任務実施の際、参審員は保護される。参審員及びその親族に干渉し、脅迫し、それらの生命・健康・名誉・威信を侵害することは厳禁される。誰であっても違反行為をした者は、法令の規定に従って処分される。

第 134 条 参審員に対する表彰、違反処分

1. 審理業務において成績を挙げた参審員は、競争・表彰に関する法令の規定及び最高人民裁判所の規定に従って表彰される。
2. 法令違反をした参審員は、違反の性質、程度に従って罷免又は法令の規定に従った刑事責任を追求される。

第七章 審理組織

第 135 条 審理に参加する裁判官、参審員の無作為選択

裁判官、参審員が任務を行う地の裁判所長官は、法令の規定及び最高人民裁判所の規定に従って、無私、客観、無作為の原則を保障して事件、事案の審理、解決を裁判官、参審員への業務分配を決定する。

第 136 条 裁判所における審理組織の方式

1. 裁判所は、対面又はオンラインの方式で審理する。

2. 対面の審理期日は、法廷³⁷で実施される；訴訟進行者、被告人、被害者、当事者、その他の訴訟参加者は審理期日に参加するため法廷に出席する。
3. オンラインの審理期日は、被告人、被害者、当事者、その他の訴訟参加者が法令以外の場所で審理期日に参加できるようにインターネット環境を通じて相互の電子接続設備を備えた法廷で実施され、裁判所が決定するが裁判所は依然として映像、音声での直接的監視を保障し、連続、公開、同時の口頭の陳述、訴訟行為によって審理期日の訴訟手順、手続に参加するものである。

オンラインの審理期日の実施は法令の規定を順守する；インターネットの安寧、安全及び物的、技術的条件を保障する；審理期日の威厳を保障する。
4. オンラインの審理期日の実施条件は法令の規定による；オンラインの審理期日の訴訟手順、手続は法律の規定による

第 137 条 法廷

1. 法廷は、刑事事件、行政事件の審理；民事事件、破産事件の審理、解決を実施し、裁判所の行政処分措置の適用を検討、決定する空間である。
2. 法廷は、監督審・再審の法廷；第一審、控訴審の法廷からなる。
3. 第一審、控訴審の法廷は以下からなる。
 - a) 刑事の法廷。
 - b) 行政、民事、民事・破産に関する解決及び行政処分措置適用の検討、決定をする法廷。
 - c) 家庭及び未成年者法廷の権限に属する事件、事案の法廷。
4. 法廷は威厳をもって配置され、事件、事案の種類に応じた審理、解決の要請に適合し、審理期日の安寧、秩序を保障しなければならない。

家庭及び未成年者法廷の権限に属する事件、事案の法廷は親しみやすく配置し、未成年者の利益を最大に保障しなければならない。
5. 法廷にはベトナム社会共和国の国章を備えなければならない；審理合議体、審理期日・会合の主任となる裁判官、その他の訴訟進行者、訴訟参加者及び事件、事案の審理、解決業務に資する設備の場所を配置しなければならない。
6. 各裁判所の設備の基準、法廷配置の方式は、最高人民裁判所長官が決定する。

第 138 条 調停・対話室

³⁷ 「法廷」の原文は phòng xử án である。

1. 調停・対話室は、裁判所における調停・対話法、民事訴訟法、行政訴訟法の規定に従った裁判所における調停・対話を実施する空間である。
2. 調停・対話室には、裁判所における調停・対話の活動に資する設備を配置する。
3. 裁判所における調停・対話室の設備の基準、法廷配置の方式は、最高人民裁判所長官が決定する。

第 139 条 審理期日、会合の内規

1. 審理期日、会合の内規（以下、「審理期日の内規」）は、審理期日、会合の出席者に対して強制適用の効力を有する総則的規則であり、最高人民裁判所長官が法令に従って発行するもので、裁判所の安寧、秩序及び威厳の維持を目的とした実施を保障する。
2. 審理期日、会合の主任となる裁判官は、審理期日の内規に従って、法廷、調停・対話室の秩序維持の責任を負う。
3. 審理期日、会合の主任となる裁判官は、審理期日の内規に違反して法廷、調停・対話室の威厳、安寧及び秩序に悪影響を惹起しうる者に対して法廷、調停・対話室への入場禁止又は法廷、調停・対話室からの強制退場を行う；行政違反処罰、行政暫定留置の決定の発出又は法令の規定に従った刑事事件を起訴する権限を有する機関への要請、建議を行う権利を有する。
4. 審理期日の内規の違反者は違反の性質、程度に従って、法廷、調停・対話室への入場禁止又は法廷、調停・対話室からの強制退場、行政違反処罰、行政暫定留置又は法令の規定に従った刑事責任の追求を受ける。
5. 最高人民裁判所長官は、この条の詳細を規定する。

第 140 条 裁判所の保護

1. 裁判所における保護の対象は以下からなる。
 - a) 各裁判所の建物。
 - b) 事件、事案の審理、解決をする各審理期日、会合。
 - c) 事件、事案の書類、資料、証拠。
 - d) 審理合議体、裁判官及びその他の司法職名を有する者。
2. 各対象の保護は、裁判所の安全、安寧、秩序、文明、威厳を絶対的に保障しなければならない。
3. 裁判所の建物には、法令の規定に従った保護のための人員が配置される。保護のための人員の活動の経費及び条件は国家予算により保障される。
4. 刑事事件の審理期日には、人民警察、人民軍隊の人員が保護のため配置される。その他の事件、事案の審理、解決の期日、会合で安寧、秩序に影響するものについて、裁判所は人民警察勢力を保護のため要請する。

5. 審理合議体、裁判官及びその他の司法職名を有する者は、裁判所の要請に従って、事件、事案の審理、解決の過程において保護のための人民警察の人員を得ることができる。
6. 最高人民裁判所長官、公安省大臣は、自らの任務、権限の範囲内でこの条の詳細を規定する。

第 141 条 審理期日、会合への参加及び情報活動

1. 満 16 歳以上の者は、法令の規定に従って公開審理期日に参加できる。16 歳未満の者は法廷に入ることができない³⁸。但し、裁判所が審理期日に招集した場合を除く。
2. 審理期日、会合への参加者は法令の規定及び審理期日、会合の内規を順守しなければならない。
3. 審理期日、会合における陳述の音声の記録、映像の記録は、この条第 4 項が規定する場合を除き、以下のように実施する。
 - a) 陳述の音声の記録は、審理期日、会合を行っている時間帯において実施する。
 - b) 審理期日、会合の映像の記録は審理期日、会合の開幕及び判決宣告、決定の公表の時間帯において実施できるのみである。
 - c) この項 a 号、b 号が規定する審理合議体、裁判官の音声、映像の記録は、審理期日、会合の主任の裁判官の同意を得なければならない；その他の訴訟進行者、審理期日・会合の参加者の音声、映像の記録の場合、それらの者及び審理期日、会合の主任の裁判官の同意を得なければならない。
4. 裁判所は、専門任務に資するため必要な場合、審理期日、会合の推移を音声、映像の記録を行う。審理期日、会合の推移の音声、映像の記録結果の使用、提供は法令の規定に従って実施する。

最高人民裁判所長官はこの項の詳細を規定する。
5. 審理期日、会合の参加者は、ライブで、オンラインを通じて伝えること；事実と反する情報を発信すること；独立性に影響する情報を発信することができず、事件、事案の審理、解決において法令を順守し、無私、客観であるのみである。被告人、被害者、当事者、事件、事案におけるその他の訴訟参加者の人権を侵害することができない；法令の規定に従った秘密保持の規定に違反することができない。

³⁸ 「16 歳未満の者は法廷に入ることができない」の原文は Người dưới 16 tuổi không được vào phòng xử án である。この表現を形式的に理解すれば、16 歳未満の者は法廷に入ることができない結果として傍聴もできないことになろうか。

第八章 人民裁判所の活動の保障

第 142 条 給与、手当の制度

1. 国家は、裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官に対する給与、手当に関して優遇政策をとる。
2. 国家は、裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官に対する給与、手当に関する制度は、国会常務委員会が最高人民裁判所長官の提議に従って決定する。
3. 裁判所のその他の公務員、職員及び労働者に対する給与、手当の制度は、法令の規定に従って実施する。
4. 異動、転任、特別派遣される裁判所の公務員、職員は、法令の規定に従った制度、政策を享受する。

第 143 条 裁判官の服装・証明書、司法職名証明書

1. 裁判官の服装の見本は、国会常務委員会が最高人民裁判所長官の提議に従って規定する。
裁判所審査官、裁判所書記官の服装の見本は、最高人民裁判所長官が規定する。
服装の発給、使用は、最高人民裁判所長官が規定する。
2. 裁判官証明書の書式、裁判官証明書の使用、発給、交換、回収は、最高人民裁判所長官が規定する。
3. 裁判所審査官、裁判所書記官に対する司法職名証明書の書式、司法職名証明書の使用、発給、交換、回収は、最高人民裁判所長官が規定する。
4. 軍事裁判所に属する人民裁判所裁判官、人民参審員、裁判所審査官、裁判所書記官の業務上の服装は、最高人民裁判所長官と意見を統一した後に、国防省大臣が規定する。

第 144 条 訓練、養成制度

1. 裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官、裁判所のその他の公務員、職員、労働者、参審員、調停人及び裁判所の活動に関連を有するその他の職名は、規定に従って訓練、養成される。
2. 最高人民裁判所長官は、人民裁判所における訓練、養成制度を規定する。
3. 国家は、法令の規定に従った再場所の訓練、養成業務に対する経費を保障する。

第 145 条 裁判所のその他の公務員、職員及び労働者に対する制度、政策

裁判所のその他の公務員、職員及び労働者は、服装を支給され、法令の規定に従った制度、政策を享受する。

第 146 条 裁判官の人数，裁判所の採用枠

1. 最高人民裁判所の裁判官の人数は，この法律第 48 条 1 項が規定する。
2. 人民裁判所及び軍事裁判所の裁判官の全ての採用枠は，決定権限を有する機関に対して最高人民裁判所長官が提議する。
3. 各級の人民裁判所における人民裁判所裁判官の人数，その等級の比率は，政府の意見を聞いた後に最高人民裁判所長官の提議に従って国会常務委員会が決定する。
4. 各級の軍事裁判所人民裁判所裁判官の人数，その各等級の比率は，国防省大臣と意見を統一した後に最高人民裁判所長官の提議に従って国会常務委員会が決定する。
5. 各級裁判所において割り当てられた採用枠の総数，裁判官の人数，その各等級の比率に基づき，最高人民裁判所長官は以下を行う。
 - a) 人民裁判所の人民裁判所裁判官の採用枠，人数を分配する。
 - b) 国防省大臣と意見を統一した後に，軍事裁判所の人民裁判所裁判官の採用枠，人数を分配する。
6. 人民裁判所裁判官の採用枠，人数の分配は，裁判所の管轄に属する地域の範囲における，裁判所の業務，職務，任務の役割；人口規模，面積，経済 - 社会発展；紛争，法令違反及び犯罪の状況に基づかなければならない。

第 147 条 裁判官の活動，物的設備の経費

1. 各級裁判所の活動経費は，国家予算が保障する。
2. この法律第 4 条 1 項 a 号，b 号，c 号，d 号及び d 号が規定する裁判所の活動経費は，最高人民裁判所と意見を統一した後に政府が案を作成して国会に提出し，国会がそれを決定する。裁判所の活動経費予算に関して政府と最高人民裁判所が意見を統一できない場合，最高人民裁判所長官は国会に建議して国会が検討して決定する。
3. 軍事裁判所の活動経費は，国防省が最高人民裁判所と協働して予算案を作成し，それを政府に提議し，政府がそれを国会に提出して，国会が決定する。
4. 裁判所の活動経費の管理，分配，支給，及び氏湯尾は法令の規定に従って実施する。
5. 国家は，裁判所に対する物的施設，情報技術の発展に優先的に投資する。

第 148 条 電子裁判所の構築

裁判所は，活動の効力，効果；裁判所の活動の公開性，明白性を高めるため，電子裁判所を構築し，発展させる責任を負う。

第 149 条 表彰，違反処分

1. 業務において成績を挙げた人民裁判所の裁判官，裁判所審査官，裁判所書記官，その他の公務員，職員及び労働者は，競争・表彰に関する法令の規定及び最高人民裁判所の規定に従って表彰される。

業務において成績を挙げた軍事裁判所の裁判官，裁判所審査官，裁判所書記官，その他の公務員，軍人は，競争・表彰に関する法令の規定及び最高人民裁判所，国防省の規定に従って表彰される。

2. 法令違反，規律違反をした人民裁判所の裁判官，裁判所審査官，裁判所書記官，その他の公務員，職員及び労働者は，違反の性質，程度に従って，規律処分，行政違反処罰又は法令の規定に従って刑事責任を追求される。

法令違反，規律違反をした軍事裁判所の裁判官，裁判所審査官，裁判所書記官，その他の公務員，軍人は，違反の性質，程度に従って，規律処分，行政違反処罰又は法令の規定に従って刑事責任を追求される。

第九章 施行条項

第 150 条 関連を有する法律の修正，補充，廃止

1. 法律第 02/2021/QH15 で修正，補充された刑事訴訟法第 101/2025/QH13 の条項を以下のように修正，補充する。

- a) 第 153 条 4 項を修正する。

“4. 審理合議体は，期日の審理を通じて犯罪が行われたことが発見された場合，検察院に対して刑事事件の立件を請求する。”

- b) 第 154 条 2 項を修正，補充する。

“2. 刑事事件の立件決定が発出されてから 24 時間以内に，検察院はス捜査進行のため権限を有する捜査機関に対してその決定を送付しなければならない。

刑事事件の立件決定が発出されてから 24 時間以内に，捜査活動進行を割り当てられた捜査機関，機関はその決定に関連資料を添付して，立件を検察するため権限を有する検察院に送付しなければならない。”

- c) 第 161 条 1 項 c 号を廃止する。

- d) 第 326 条 7 項を廃止する。

- d) 第 467 条 3 項を以下のように修正，補充する。

“3. 審理期日の内規の違反者の行為が犯罪の兆候を有する場合，裁判所はこの法典の規定に従って，立件を請求し，建議する。”

2. 法律第 45/2019/QH14, 法律第 59/2020/QH14, 法律第 13/2022/QH15, 法律第 19/2023/QH15 で修正, 補充された民事訴訟法第 92/2015/QH13 の条項を以下のように修正, 補充する。
 - a) 第 234 条 4 項を廃止する。
 - b) 第 491 条 3 項を以下のように修正, 補充する。

“3. 審理期日の内規の違反者が犯罪の兆候を有する場合, 裁判所は刑事訴訟法の規定に従って, 立件を請求し, 建議する。”
 - c) 第 497 条を廃止する。
3. 法律第 55/2019/QH14 で修正, 補充された行政訴訟法第 93/2015/QH13 の条項を以下のように修正, 補充する。
 - a) 第 153 条 4 項を廃止する。
 - b) 第 316 条 3 項を以下のように修正, 補充する。

“3. 審理期日の内規の違反者が犯罪の兆候を有する場合, 裁判所は刑事訴訟法の規定に従って, 立件を請求し, 建議する。”
 - c) 第 321 条を廃止する。
4. 法律第 21/2017/QH14, 法律第 47/2019/QH14, 議決第 96/2023/QH15 及び法律第 31/2024/QH15 で修正, 補充された地方政権法第 77/2015/QH13 の第 19 条 2 項 a 号を以下のように修正, 補充する。

“a) 省人民評議会の人民評議会会長, 人民評議会服会長, 人民評議会委員長, 副委員長の選出, 免任, 罷免; 省人民委員会の人民委員会会長, 人民委員会副会長及び委員の選出, 免任, 罷免; 省人民裁判所, 専門第一審人民裁判所の参審員の選出, 免任, 罷免。”

第 151 条 施行効力

1. この法律は 2025 年 1 月 1 日に施行効力を有する。
2. この法律が施行効力を有する日から人民裁判所組織法第 62/2014/QH13 は効力を失う。但し, この法律第 152 条 1 項及び 2 項が規定する場合を除く。

第 152 条 経過規定

1. この法律が施行効力を有する前に裁判所書記官の等級試験, 裁判所書記官, 審査官の昇級試験の書類を受領した; 審査官の等級変更書類を受領した場合, その検討, その等級での任命, 昇級, 変更は引き続き人民裁判所組織法第 62/2014/QH13 に従って実施する。
2. この法律が施行効力を有する日以降, 軍区等軍事裁判所裁判官委員会の構成員数が 5 人を超えている場合, この法律の規定に従った裁判官委員会の構成員の人数を保障するため, 軍区等軍事裁判所裁判官委員会の各構成員は任務終了期限まで引き続き任務を実施する。

3. 高級裁判官，中級裁判官，初級裁判官はこの法律の規定に従って人民裁判所裁判官に変更となる。

最高人民裁判所長官は，裁判官の等級に関する国会常務委員会の規定に基づき，人民裁判所裁判官の等級を決定する。
4. この法律が施行効力を有する日から，人民裁判所組織法第 62/2014/QH13 に従って任命されていた裁判官の任期を以下のように実施する。
 - a) 人民裁判所組織法第 62/2014/QH13 に従った任命されていた最高人民裁判所裁判官は，この法律の規定に従って任期を実施する。
 - b) 人民裁判所組織法第 62/2014/QH13 の規定に従って初回の任命をされていた高級人民裁判官，中級人民裁判官，初級人民裁判官は，任命された任期が終わるまで任務を引き続き実施する；再任及び再任の場合の任期はこの法律の規定に従って実施する。
 - c) 人民裁判所組織法第 62/2014/QH13 の規定に従って再任されていた高級人民裁判官，中級人民裁判官，初級人民裁判官は，退職又はその他の業務に変わるまで任期が計算される。
5. 各裁判所は，この法律の規定に従った専門第一審人民裁判所が設立されて法律の規定に従った活動をするまで，訴訟に関する法令，破産に関する法令の規定に従って，行政事件の第一審の審理；知的財産権に関する事案の第一審の審理，解決；破産の事案の解決を行う権限を実施する。

この法律は，ベトナム社会主義共和国第 15 期国会第 7 会期において，2024 年 6 月 24 日に採択された。

国会議長
チャン・タイン・マン